

第 5 編

原子力災害対策計画編

◆第 1 章 総 則

第1節 計画の目的

この伊根町地域防災計画「原子力災害対策計画編」（以下「本計画」という。）は、原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、伊根町（以下「本町」という。）及び本町に係る防災関係機関がとるべき措置を定め、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等との円滑な連携の下に、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づくものであり、関西電力㈱の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害を対象とするものである。

（参考）災害対策基本法

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するべく、昭和 34 年の伊勢湾台風を契機として昭和 36 年に制定された、国の災害対策関係法律の基本法。

平成 7 年の阪神・淡路大震災以降も改正されてきたが、平成 23 年の東日本大震災の教訓・課題を受けて平成 24 年 6 月に改正された。

（参考）原子力災害対策特別措置法

平成 11 年の JCO 臨界事故（茨城県東海村にある核燃料加工施設が起こした原子力事故）を受けて、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力防災を強化するため、平成 11 年に制定された災害対策基本法の特別法。

平成 23 年の東日本大震災の教訓・課題を受けて平成 24 年 6 月に改正された。

第2節 計画の性格

1 本町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

本計画は、本町の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び京都府地域防災計画(原子力発電所防災対策計画編)に基づいて策定したものである。

計画策定にあたっては、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が策定している防災業務計画と抵触することがないように整合を図ったものである。

また、本町及び関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう、柔軟な体制を整備するものとする。

2 本町における他の災害対策との関係

本計画は、伊根町地域防災計画の「原子力災害対策計画編」に位置付けられることから、本計画に定めのない事項については「伊根町地域防災計画(第1編 総則、第2編 一般計画編)」に拠るものとする。

3 計画の修正

本計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は本町の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認めるとき、または国及び京都府の計画の見直し等が行われたときは、これを修正する。

したがって、各機関においては、町防災会議の要請により、関係ある事項について、指定する期日(緊急を要するものについては、その都度)までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

第3節 計画の周知徹底と運用

本計画について、伊根町防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において、平常時から研究、訓練、その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係わる計画については、必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底を図るものとする。

また、本計画に揚げられた事項を円滑に運用するため、本町及び各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を策定し、万全を期すものとする。

第4節 原子力災害対策の留意点

本節は、京都府地域防災計画(原子力発電所防災対策計画編)を参考に作成した。

1 原子力災害の特殊性

(1) 放射性物質は五感で感じられない

原子力発電所のような原子炉施設で事故が発生し、気体状の放射性物質が漏れると、放射性プルームという状態になり、風に乗って風下方向に移動する。

放射性プルームには放射性希ガス、放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、プルトニウムなどの放射性物質が含まれており、外部被ばく、内部被ばくの原因となる。

このため、機器を使ったモニタリングを行い、SPEEDIを参考にしながら、防災指針における基準値以上の放射性物質を浴びることのないよう、防護対策が必要となる。

(参考) 放射性プルーム

気体状(ガス状あるいは粒子状)の放射性物質が、大気とともに“煙突からの煙のように”流れる状態をいう。

| 種類 | 性質 | どのように被ばくするか | |
|------------------------------------|----------------|-------------|--|
| 放射性希ガス (クリプトン、 キセノン等) | 地表面等に 沈着しない | 外部 被ばく | 放射性プルームが上空を通過中に、放射性物質から出される放射線を受ける。 (呼吸により体内に取込まれても体内に留まることはない) |
| 放射性ヨウ素、 放射性セシウム、 ウラン、プルトニウム等 | 地表面等に 沈着する | 外部 被ばく | ①放射性プルームが上空を通過中に、放射性物質から出される放射線を受ける。 ②沈着した放射性物質から出される放射線を受ける。 |
| | | 内部 被ばく | ①放射性プルームの通過中に直接吸入する。 ②沈着により汚染した飲料水や食物を摂取することによって、体内に取込んだ放射性物質から放射線を受ける。 |

(参考) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。

これらは複合的に起こりえることから、原子力災害対策の実施にあたっては双方を考慮する必要がある。

| 被ばくの経路 | 概要 |
|--------|--|
| 外部被ばく | 人間が体の外から放射線を受ける形式のことをいい、天然や人工の放射性物質から出る放射線、宇宙の恒星や超新星の活動が原因で発生する放射線を体の外から被ばくを受けること。 |
| 内部被ばく | 放射性物質が鼻腔や口あるいは創部を介して、体内に取り込まれ、放射性物質が沈着した組織や臓器を被ばくさせること。 ○放射性物質が体内に残存する期間、被ばくは継続する。 ○摂取経路（吸入、経口等）により、被ばく状況が異なる。 ○線量が直読できない。 測定日以前の被ばく線量が直接評価できない。 摂取日、摂取経路（吸入、経口など）、核種、物質の特性等の情報が必要。 |

(2) 晩発的及び遺伝的な人体への影響を考慮する必要がある

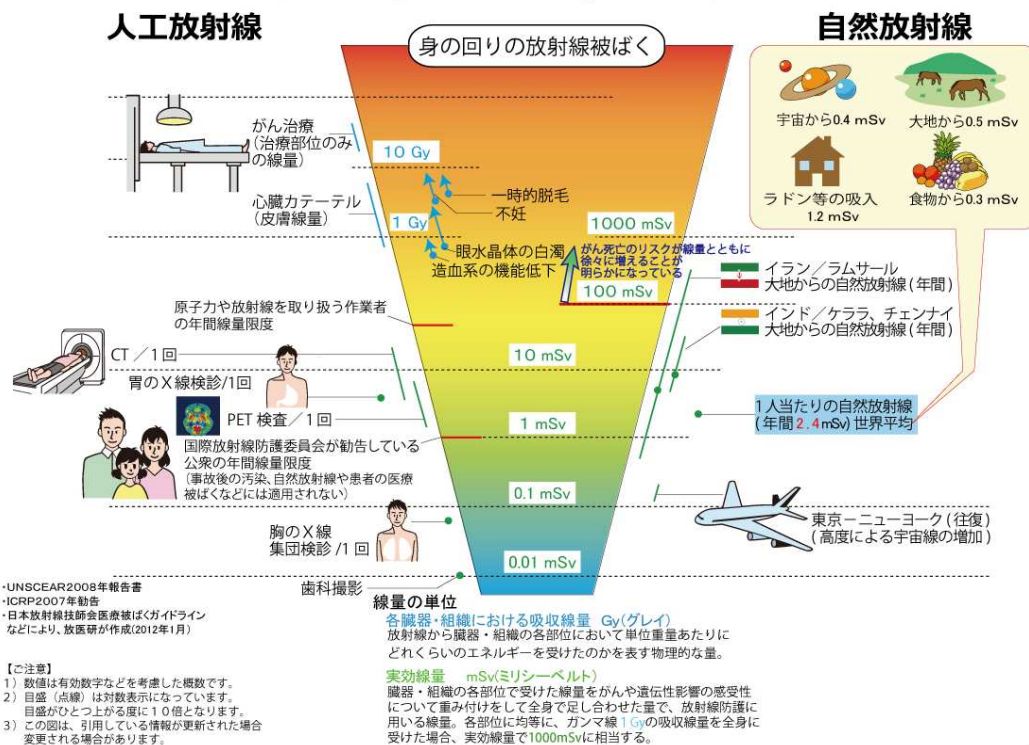
放射線が人体へ及ぼす影響は、主として被ばくした本人に現れる身体的影響であり、急性障害及び晩発障害に分けられる。また、被ばくした人の子孫に現れる遺伝的影響も考えられている。（次ページの図表参照）

そのため、高線量の被ばくを防護する対策とともに、長期にわたる低線量被ばくの影響を防ぐ対応が必要になる。

なお、人体への影響は、科学的にすべてが解明されているわけではないことにも留意する必要がある。

(参考) 放射線の人体への影響

| 種類 | 障害 | 主な疾病 | 影響 |
|---------------|---|---------------|--|
| 身体的影響 (本人) | [急性障害] (短時間に大量の放射線を被ばくした後、数時間から数週間の間に見える障害) | 脱毛、不妊等 | 確定的影響 (一定以上の高い線量を受けると、ほぼ確実に影響が発生する値(しきい値)がある) |
| | [晩発障害] (放射線被ばく後、数ヵ月以上経過した後に現れる障害。若年者ほどリスクが高くなる。) | 白内障 がん・白血病 | 確率的影響 (低い線量のときに、高線量と同様の相関があるという仮定での人体への影響(しきい値のない直線仮設)) |
| 遺伝的影響 (子孫) | [遺伝的障害] (放射線を被ばくした人の子孫に放射線の影響が現れる障害) | | |



出典：放射線医学総合研究所

(3) 人体への影響には「年齢差」や「性差」がある

若年者(特に新生児や乳幼児)及び妊婦は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくの影響を受けやすいため、以下の予防措置を優先的に行う必要がある。

また、晩発障害については若年者ほどリスクが高くなる。

(予防措置)

○屋内退避、避難(放射性ヨウ素(ヨウ素131)の半減期は約8日であり、早急な退避により、被ばくの危険性を大きく減少できる。)

○飲食物の摂取制限

○安定ヨウ素剤の予防服用

2 被ばくの低減化対策（防護対策）

原子力施設から放出された放射性物質による周辺住民の被ばくをできるだけ低減するために、周辺住民等に対して、以下の防護対策が実施される。

(1) 屋内退避、避難

| 措置 | 効果 |
|----------------|--|
| 屋内退避 | 建家の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建家の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入の防止を図り、内部被ばくを低減する。 屋内退避は、避難に比べて混乱の発生する可能性が比較的少ない。 |
| コンクリート 屋内退避 | 屋内退避より遮へい及び気密効果が大きく、さらなる被ばくの低減が期待できる。 |
| 避難 | 避難は、放射性プルームから遠く離れ、放射線の外部被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばくを避ける。 避難する方向は、風向きと直角の方向や風上方向に向かうのが有効だが、風向きが変化した場合を考慮して、放出源からできるだけ遠方に避難することが望まれる。 |

(2) 安定ヨウ素剤予防服用

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておく必要がある。

ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護措置として実施すべきであり、副作用や禁忌者等に関する注意点等については事前に周知する必要がある。

(3) 飲食物摂取制限

緊急時環境放射線モニタリングによる詳細な調査結果に基づき、原子力安全委員会により示された指標値を超える飲食物が見つかった場合に、摂取制限の実施を検討する。

(4) 立入制限

緊急時においては、放射性物質の放出による無用の被ばくを避けるため、また、住民の避難、屋内退避等の防護対策、防災業務関係者の活動、応急対策用資機材の輸送等が円滑に行えるよう立入制限区域を設け、車両、人の立入りが制限される。この立入制限区域は、一般には防護対策区域の外側に大きく網をかける形で設定される。

防護対策区域は、事故発生施設を起点として気象条件や放射性物質の放出の状況等により定められる。

なお、福島第一原発事故では、避難指示が出された発電所から半径 20 k mの圏内が「警戒区域」に設定され、立ち入りが制限された。

第5節 計画の策定又は修正に際し、遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の策定又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年2月27日改訂）を遵守するものとする。

（参考）原子力規制委員会

平成23年の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった課題を除去するため、原子力規制委員会設置法第2条に基づき、新たに設置された機関。環境省の外局として平成24年9月19日に発足した。（これに伴い、従来の「原子力安全・保安院」は廃止された。）委員会の事務局として原子力規制庁が置かれている。

委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする。

（参考）原子力災害対策指針

原災法第6条の2に基づき、原子力規制委員会が定める、原子力災害の予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための指針をいう。

（指針の内容）

- ①原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項
- ②原子力災害対策の実施体制に関する事項
- ③原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項
- ④この他、原子力災害対策の円滑な実施の確保に関する重要事項

第6節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における高浜発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

『放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路』

(原子力災害対策指針第1 (2) を参考に作成)

① 放射性物質又は放射線の放出

(イ) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は下表のような形態によって放射性物質が周辺環境に放出されると想定される。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

| 放射性物質 | 放出形態 |
|-----------------------|--|
| (イ) 大気へ放出の可能性がある放射性物質 | <p>気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。</p> <p>また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。</p> |
| (ロ) 固体及び液体状の放射性物質 | <p>土壌や瓦礫に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> |

(ii) 核燃料施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態

| 想定 | 放出形態 |
|--------------------------|--|
| (イ) 火災、爆発等による核燃料物質の放出 | <p>核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は前記(i)と同様にプルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。</p> <p>ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が容量として多くなる。</p> |
| (ロ) 臨界事故による放射性物質又は放射線の放出 | <p>臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。</p> <p>遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、透過力の強い中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。</p> |

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1 本町の位置と新基準の関係

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示される新たな基準（下表）を目安として、施設の特長、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を市町村で定める必要がある。

本町は、いずれの発電所の「予防的防護措置を準備する区域（PAZ。原子力発電所から半径5kmの範囲）」に該当しないものの、高浜発電所の「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ。原子力施設から概ね30km）」に、町の東部地域が該当する。

（参考）原子力災害対策指針において実施すべき対策に応じて設定された新たな基準

【原子力発電所の場合】

| 基準 | 概要 |
|-------------------------|--|
| 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ) | 緊急事態において、重篤な影響等を回避するため、直ちに避難を実施する等、放射性物質の放出前段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設から概ね半径5km」とする。 PAZは、Precautionary Action Zoneの略。 |
| 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ) | 緊急事態において、確率的影響を実行可能な限り低減するため、緊急時防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設から概ね30km」とする。 UPZは、Urgent Protective Action Planning Zoneの略。 |

2 本町における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

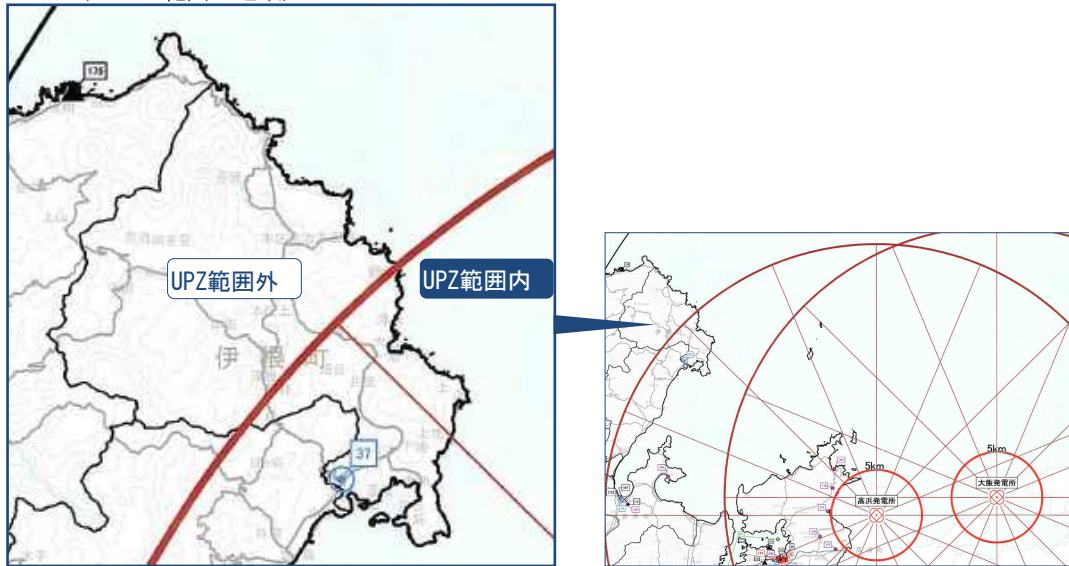
本町は、この度の福島第一原子力発電所の事故における事態・対応と、原子力災害対策指針において示された新たな基準を踏まえて、講じるべき対策を定めておくこととする。

本町において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、UPZの基準を踏まえて、高浜発電所から概ね半径30kmの範囲とし、具体的には下表の地域とする。

【本町において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（UPZ範囲）】

| | |
|-----------------------|---|
| 設定基準 | 高浜発電所の緊急時防護措置を準備する区域 |
| 集落数 | 19自治区 |
| 人口 | 1,559人 |
| 世帯数 | 579世帯 |
| 避難対象地域 (自治区) | 日出 (ひで) 泊 (とまり) 高梨 (たかなし) 津母 (つも) 西平田 (にしひらた) 峠 (とうげ) 東平田 (ひがしひらた) 畑谷 (はただに) 大浦 (おおうら) 井室 (いむろ) 立石 (たていし) 六万部 (ろくまんぶ) 耳鼻 (にび) 野室 (のむろ) 亀山 (かめやま) 湯之山 (ゆのやま) 大原 (おおはら) 成 (なる) 新井 (にい) |
| 原子力発電所から 30km圏町域面積 | 16.95km ² (町全域の27.3%) |

(UPZ範囲の地域)



(人口、世帯数は平成22年国勢調査(10月1日現在))

第 8 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、国の指示によって、緊急事態を 3 つに区分し、それぞれの区分に応じて、段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施する。

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、以下のとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の 3 つに区分し、各区分における原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。

ただし、これらの事態は区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

また、UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

(参考) 原子力災害対策指針において設定された新たな緊急事態区分

| 緊急事態区分 | 概要 |
|---|--|
| 警戒事態 (原災法 10 条事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等) | 警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な要配慮者等（傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時に援護を必要とする者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に通報しなければならない。 国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 国及び地方公共団体は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。 |
| 施設敷地緊急事態 | 施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。 この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。 国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。 |

| 緊急事態区分 | 概要 |
|---|---|
| | <p>国及び地方公共団体は、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備しなければならない。</p> |
| <p>全面緊急事態 （原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）</p> | <p>全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。</p> <p>国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p>国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。</p> |

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、本町、京都府並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、伊根町地域防災計画第1編第1章第3節に定める「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによるほか、下表のとおりとする。

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 伊根町 | <ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 防護資機材及び防護対策資料の整備 4 環境条件の把握 5 伊根町災害対策本部（以下「町災害対策本部」という。）等の設置 6 災害状況の把握及び伝達等 7 京都府が行う汚染状況調査に対する協力 8 住民等の退避、避難、立入制限、救出等 9 京都府が行う被ばく者の診断及び措置に対する協力 10 汚染飲食物の摂取制限等 11 水道水の水質管理等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 京都府が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 京都府が行う原子力防災に対する協力 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 |
| 京 都 府 | <ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 観測施設及び緊急時医療施設の整備 4 環境条件の把握 5 防護資機材及び防護対策資料の整備 6 京都府災害対策本部等の設置 7 災害状況の把握及び伝達等 8 放射性物質による汚染状況調査 9 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等 10 被ばく者の診断及び措置 11 汚染飲食物の摂取制限等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 放射性汚染物質の除去 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 |

| 機 関 名 | | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|----------------------|---|---|
| | 京都府宮津警察署 | 1 周辺住民等への情報伝達 2 避難の誘導及び屋内待避の呼び掛け 3 交通規制及び緊急輸送の支援 4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 |
| 指定 地方 行政 機関 | 近畿農政局 | 1 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導 |
| | 近畿経済産業局 | 1 原子力発電所の防災に関する指導 |
| | 中部近畿産業保安監督部 近畿支部 | 1 原子力発電所の防災に関する指導 |
| | 第八管区海上保安本部 | 1 海上における安全確保及び船舶交通の規制 2 海上モニタリングの支援 3 海上における緊急輸送の確保 |
| | 大阪管区气象台 | 1 気象状況等の把握及び解析 2 緊急時モニタリングセンターへの支援 |
| 自 衛 隊 | 陸上自衛隊第7普通科連隊 陸上自衛隊第4施設団 海上自衛隊舞鶴地方総監部 海上自衛隊第23航空隊 | 1 モニタリングの支援 2 緊急輸送の確保 |
| | 日本赤十字社（京都府支部） | 1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 |
| 指定 公共 機関 | 関西電力株式会社 | 1 原子力発電所の安全性の確保 2 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底 3 環境条件の把握及び資料の提供 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備 〔 放射線（能）の観測設備機材、通信連絡設備、 放射線防護機材、消防救助用機材等 〕 6 連絡通報体制の整備 7 汚染拡大防止措置 8 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 10 京都府及び関係市町の実施する原子力防災に対する積極的な全面協力 |
| | 一般社団法人京都府医師会 | 1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整 |
| 指定 地方 公共 機関 | 一般社団法人京都府バス協会 丹後海陸交通株式会社 | 1 避難住民等の輸送 |
| | 一般社団法人京都府トラック協会 一般社団法人京都府LPガス協会 会宮津与謝支部 | 1 緊急物資の輸送 |
| | 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 | 1 汚染農産物等の出荷制限等応急対策の指導 2 食料供給支援 3 有線放送設備等を利用したの広報活動等の協力 |
| 公共 的 団 体 | | |

第 5 編

原子力災害対策計画編

◆第 2 章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議 及び防災要員の現況等の届出の受理

1 原子力事業者防災業務計画に関する協議

本町は、関西電力㈱が策定又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、京都府から意見聴取を受けたときは、本町の地域防災計画と整合性を保つなどの観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

(参考) 原子力事業者防災業務計画

原災法第7条第1項において、原子力事業所ごとに策定することが定められている計画。原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策、その他の原子力災害の発生及び拡大の防止、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

また、災対法に基づく防災基本計画原子力災害対策編、都道府県地域防災計画、市町村地域防災計画等と調整を図り、一体的かつ有機的に機能するよう留意されている。

2 防災要員の現況等の届出の受理

本町は、関西電力㈱が京都府に届け出た原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、京都府から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

(1) 本町は、本計画の策定、関西電力㈱の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

(2) 本町は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリングの協力、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 関係機関、企業等との連携強化

本町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結する等の連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、民間事業者との間で協定をあらかじめ締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

2 応急・復旧活動時に有用な資機材の備え

本町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

3 公共用地、国有財産の有効活用

本町は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

本町は、国、京都府、関西電力㈱、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 本町と関係機関相互の連携体制の確保

本町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、京都府、関西電力㈱、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、下表の項目を参考に情報の収集・連絡に係る要領を作成し、関西電力㈱、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

特に、関西電力㈱とは、本計画などにより、平常時、緊急時及び災害発生時における各種情報の連絡通報に万全を期するものとする。

| 情報の収集・連絡体制 | 留意点 |
|---------------------------|---|
| 関西電力㈱からの連絡を受信する窓口 | 夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。 |
| 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先 | 電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人等が想定される。 |
| 防護対策の決定者への連絡方法 | 報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。 |
| 関係機関への指示連絡先 | 夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。 |

(2) 機動的な情報収集体制

本町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び京都府と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

本町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 移動通信系の活用体制

本町は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(5) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

本町は、町災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

本町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

本町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び京都府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

本町は、国、京都府及び関西電力㈱と連携して応急対策の的確な実施に資するため、下表のような高浜発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、これらを確実に管理するものとする。

また、社会環境に関する資料等を町災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

| 項目 | 整備を行うべき資料例 |
|--------------|--|
| ①高浜発電所に関する資料 | ア) 原子力事業者防災業務計画 イ) 高浜発電所の施設配置図 |
| ②社会環境に関する資料 | ア) 種々の縮尺の周辺地図 イ) 周辺地域の人口、世帯数（高浜発電所との距離別、方位別、要配慮者等の概要、統計的な観光客数等、季節的な人口移動に関する資料を含む。） ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。） エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。） オ) 周辺地域の特定施設（保育所、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等）に関する資料（高浜発電所との距離、方位等についての情報を含む。） カ) 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等） キ) 緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法 |

| 項目 | 整備を行うべき資料例 |
|-------------------------|--|
| ③放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料 | ア) 周辺地域の気象資料（過去数年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等） イ) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の予定測定地点図、及び環境試料の予定採取地点図 ウ) 線量推定計算に関する資料 エ) 平常時環境放射線モニタリング資料 オ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料 カ) 農林水産物の生産及び出荷状況 |
| ④防護資機材等に関する資料 | ア) 防護資機材の備蓄・配備状況 イ) 避難用車両の緊急時における運用体制 ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況 |
| ⑤緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料 | ア) 関西電力(株)との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等） イ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表 |
| ⑥避難に関する資料 | ア) 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの） イ) 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした京都府と調整済のもの） |

(参考) 要配慮者

災害時の避難等で特に配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人などのこと。（以下「要配慮者等」という。）

3 通信手段・経路の多様化

本町は、国及び京都府と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、高浜発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、下表の方針に基づき、緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備をあらかじめ行うとともに、その操作方法等の習熟に努めるものとする。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請等の緊急措置について、事前調整を行うものとする。

| 手段・経路 | 実施方針 |
|----------------------|--|
| ①町防災行政用無線の整備拡充 | 本町の防災行政用無線等のさらなる整備拡充に努め、非常用通信手段として可搬型の整備を行う。 |
| ②京都府衛星通信系防災情報システムの活用 | 京都府と連携し、京都府衛星通信系防災情報システムについて、原子力防災への活用と維持・管理に努める。 |
| ③機動性のある緊急通信手段の確保 | 京都府と連携し、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話の利用等の原子力防災への活用に努める。 |
| ④災害時優先電話等の活用 | 西日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。 |

| 手段・経路 | 実施方針 |
|------------|--|
| ⑤通信輻輳の防止 | 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。 |
| ⑥非常用電源等の確保 | 本町の庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。 また、停電時の電源を確保するため無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する。 さらに、必要に応じて、移動電源車の派遣要請を行う。 |
| ⑦保守点検の実施 | 通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。 |

第6節 緊急事態応急体制の整備

本町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制をあらかじめ整備するものとする。

また、この体制を「第3章 緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとる必要のある連絡の種類

本町が原子力災害に関して京都府から受けとる緊急時の連絡は、下表のとおりである。

| 種類 | 状況 |
|---------------------------------------|---|
| ①発電所からの「重大なトラブル」に関する情報連絡 | 高浜発電所から異常時における連絡を受けた場合であって、その内容が原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象発生（施設敷地緊急事態）に至るおそれがあると認められるとき。 |
| ②発電所の「原子力第一防災体制の発令」に係る情報連絡 | 原災法11条第1項等に基づき設置している放射線測定設備において、1 μ Sv（マイクロシーベルト）/時以上の放射線量が検出されるか、その恐れがある場合に発電所が原子力防災体制をとるとき。 |
| ③「警戒事態発生の通報」及び「施設敷地緊急事態発生の通報」に関する情報連絡 | 「警戒事態発生の通報」及び「施設敷地緊急事態発生の通報」に関する情報連絡 |

※施設敷地緊急事態とは、敷地境界付近の放射線量率の上昇、排気筒・放水口等からの異常な放射性物質の放出などの通報をいう。（詳しくは「第5章 参考資料」参照）

(2) 連絡の種類に対応する警戒体制

本町は、京都府から下表の連絡を受けた場合に備え、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡を行えるよう、あらかじめ非常参集職員名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

また、事故対策や警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成とともに、作成したマニュアルに基づく訓練や職員間及び関係機関への周知徹底を図るなどを行い、必要な体制整備に努めるものとする。

| 連絡 | 本町 |
|---------------------------------------|---------------------------|
| ①発電所からの「重大なトラブル」に関する情報連絡 | 町関係部会連絡会議の開催 |
| ②発電所の「原子力第一防災体制の発令」に係る情報連絡 | 町事故対策本部の設置 府対策本部への職員派遣 |
| ③「警戒事態発生の通報」及び「施設敷地緊急事態発生の通報」に関する情報連絡 | 町災害対策本部の設置 府対策本部への職員派遣 |

(3) 京都府事故対策本部等への職員の派遣体制

本町は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに京都府事故対策本部又は京都府災害対策本部に本町職員を派遣し、情報の把握と関係機関との緊密な連携を図るものとする。

なお、同本部に配置する担当職員をあらかじめ指名するなど、職員の派遣体制等を整備するものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

本町は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、速やかに伊根町長を本部長とする伊根町原子力事故対策本部、町災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営する。

町災害対策本部等の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等については、伊根町地域防災計画「第2編一般計画編 第2章災害応急対策計画 第1節災害対策本部等運用計画」に準じるものとする。

また、本町において迅速な防護対策の実施が必要となった場合、伊根町長（意思決定者）への情報の連絡及び防護対策の指示を行うための体制については、次ページの「連絡系統図」のとおりとする。

なお、この際の意味決定について判断の遅滞がないよう、伊根町長（意思決定者）が事故又は欠けたときは、町災害対策副本部長がその職務を代理するものとする。

3 長期化に備えた動員体制の整備

本町は、国、京都府及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

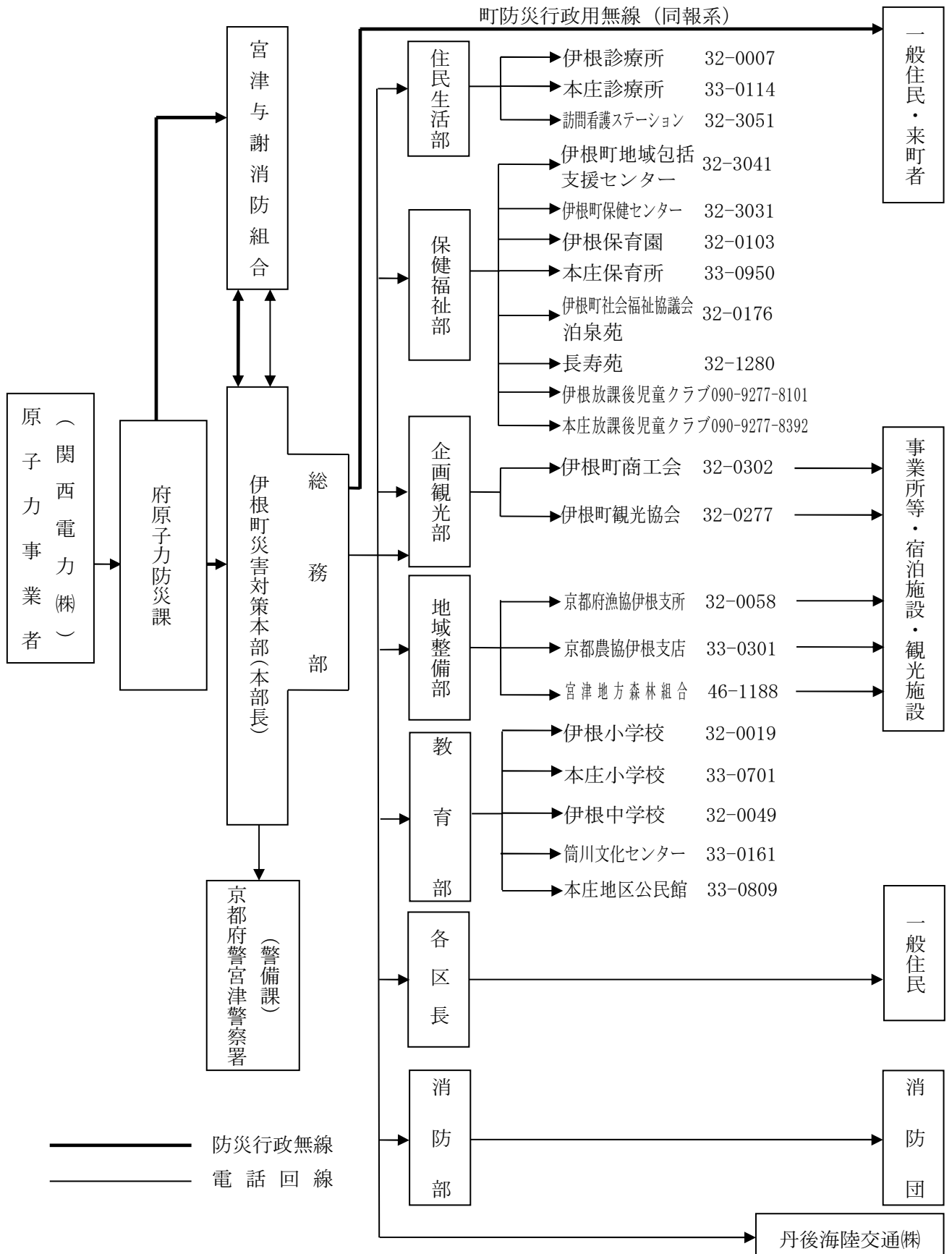
4 防災関係機関相互の連携体制

本町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、京都府、自衛隊、警察、消防、海上保安庁医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力㈱、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

5 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

本町は、消防の応援について京都府内外の近隣市町村及び京都府内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

(連絡系統図)



6 自衛隊との連携体制

本町は、京都府知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。（伊根町地域防災計画「第2編一般計画編第2章災害応急対策計画 第30節自衛隊災害派遣要請計画」参照）

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

7 広域的な応援協力体制の拡充・強化

本町は、京都府の協力の下で、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請、並びに、必要に応じて被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、市町村間の応援協定締結の促進を図るものとする。

また、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

さらに、本町、京都府、関西電力㈱との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整しておくほか、京都府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法など必要な準備を整えておくとともに、庁内担当部署等にその内容の周知徹底を図るものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は下表のとおりである。

| 広域応援協定リスト | |
|-------------------------|---------------------|
| 京都府広域消防相互応援協定書 | （伊根町地域防災計画 「参考資料6」） |
| 大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書 | （同「参考資料8」） |
| 災害医療救護活動に関する協定 | （同「参考資料10」） |
| 近畿府県町村会災害時相互支援に関する協定書 | （同「参考資料25」） |
| 両丹都市消防相互応援協定に関する協定書 | （同「参考資料27」） |

（参考）スクリーニング

避難所や救護所に収容された住民等の被ばくの程度を、放射性物質の吸引及び経口摂取による内部被ばくや汚染の有無、被ばく線量の測定等により評価、判定し、必要な処置を行うためにふり分けをすること。

8 対策拠点施設の活用

本町は、国及び京都府等とともに、対策拠点施設（オフサイトセンター。福井県高浜原子力防災センター）を平常時からの訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

9 モニタリング体制等

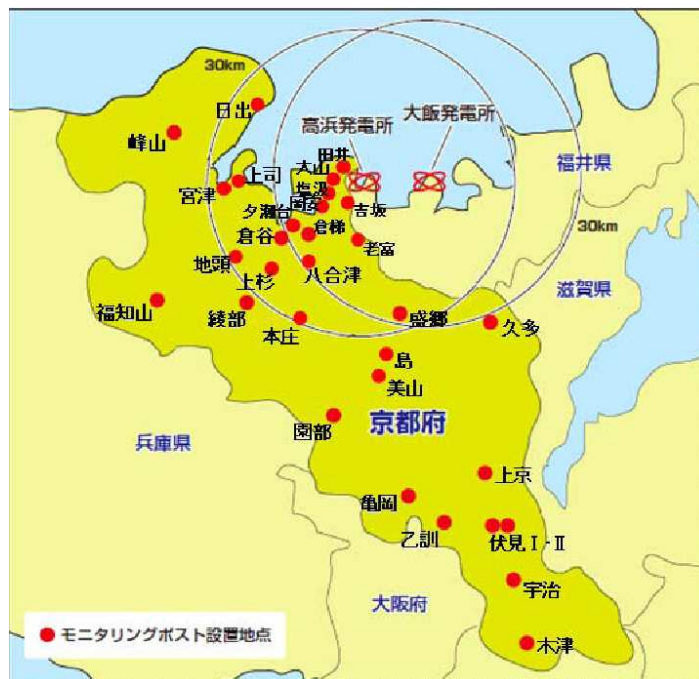
本町は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時環境放射線モニタリングに参画するために、国、県、原子力事業者及び関係指定公共機関と協力した、事故時の連絡体制の整備、必要に応じて急時モニタリング計画の作成、等を行うものとする。

環境放射線モニタリングの状況は下表のとおりであり、京都府と緊急時モニタリングに関し、平常時より緊密な連携を図る。

| | | |
|---------------|--|---|
| モニタリング ポスト | 田井MP（舞鶴市） 大山測定所（舞鶴市） 塩汲測定所（舞鶴市） 岡安測定所（舞鶴市） 夕潮台MP（舞鶴市） 吉坂測定所（舞鶴市） 倉梯測定所（舞鶴市） 地頭測定所（舞鶴市） 老富測定所（綾部市） 上司測定所（宮津市） 日出測定所（伊根町） 上杉測定所（綾部市） 八津合測定所（綾部市） 本庄測定所（京丹波町） 盛郷測定所（南丹市） 島測定所（南丹市） 宮津総合庁舎（宮津市） 中丹東保健所（舞鶴市） 綾部総合庁舎（綾部市） 南丹土木事務所美山出張所（南丹市） | 園部総合庁舎（南丹市） 久多測定所（京都市左京区） 京都府庁（京都市上京区） 木津総合庁舎（木津川市） 京都府保健環境研究所（京都市伏見区） 2か所（屋上、地上） 峰山総合庁舎（京丹後市） 福知山総合庁舎（福知山市） 亀岡総合庁舎（亀岡市） 乙訓総合庁舎（向日市） 宇治総合庁舎（宇治市） 峰山総合庁舎（京丹後市） 海洋センター（宮津市） 福知山総合庁舎（福知山市） 森林技術センター（京丹波町） 亀岡総合庁舎（亀岡市） 乙訓総合庁舎（向日市） 宇治総合庁舎（宇治市） |
| 合計 | モニタリングポスト 31か所 | |

（平成26年3月現在）

（参考）京都府のモニタリングポスト配置図



出典：京都府環境管理課

10 専門家の派遣要請手続き

本町は、特定事象発生の特報を受けた場合、必要に応じ、京都府に対して事態の把握のために専門的知識を有する国等の職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

11 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

本町は、国、京都府、関西電力㈱及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

12 複合災害に備えた体制の整備

本町は、国及び京都府と連携し、複合災害の発生可能性を十分に認識し、防災計画等においてその備えの充実を図るものとする。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう、対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

(参考) 複合災害

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象。

平成23年の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故における原子力災害は、自然災害と原発事故の複合災害といわれるものである。

13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

本町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足する恐れがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、京都府及び関西電力㈱と相互の連携を図るものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

1 住民避難計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

本町は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、高浜発電所から概ね半径 30 km の範囲（UPZ の基準）となる、町の東部域の 19 自治区を設定している。（「第1章総則 第7節原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」参照）

そのため、本町に先行して実施される予防的防護措置を準備する区域（PAZ。原子力施設から概ね半径 5km）の円滑な住民避難に配慮しつつ、国、京都府及び関西電力㈱の協力の下、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難や運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、当該地域住民の屋内退避及び避難誘導のための伊根町住民避難計画（以下「町避難計画」という。）を策定するものとする。

(2) 計画策定の留意点

町避難計画の策定にあたっては以下の点に留意するものである。

- ア 避難先からのさらなる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外（高浜発電所から概ね半径 30 km の範囲（UPZ の基準）の外側）とする。
- イ 本町の境界を越える避難、あるいは府域を超える広域避難については、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）を踏まえ、京都府の協力の下で調整を図るものとする。
- ウ 住民等の屋内退避及び避難の実施については、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）に定める「屋内退避及び避難の指標」によるものとする。
- エ 住民の避難先は、地域コミュニティの維持という点にも配慮して確保するよう努めるものとする。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

避難所等は、伊根町地域防災計画「第2編一般計画編 第2章災害応急対策計画 第9節避難に関する計画」による。

避難所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性も考慮しながら、国及び京都府の協力の下、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進するなどの広域避難体制を整備するものとする。

また、庁舎及び公共施設、避難所等の放射線防護機能の整備を進める。

なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

本町は、京都府等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

また、京都府等と連携し、広域避難を想定した住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

本町は、京都府等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

本町は、京都府と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅等の整備

本町は、国、京都府、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関する供給可能性を把握するなど、あらかじめ調査・供給体制を整備しておくものとする。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

本町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難場所における設備、物資の備蓄等の整備

ア 本町は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域住民の避難所として、UPZ範囲外の町内の避難所を使用する。

イ 緊急時モニタリング状況により、町外への避難が必要になった場合、町外の避難所として、京丹後市又は精華町の施設を想定する。

ウ 上記を想定し、京丹後市、精華町、京都府と連携し、避難生活の環境を良好に保つための衛生管理に係る設備や、避難生活に必要な食料や生活必需品等の備蓄、要配慮者等にも使いやすい施設・設備、災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器などの整備に努めるものとする。

3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 関係機関との連携体制

本町は、京都府の協力の下、要配慮者等及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 要配慮者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する

情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

イ 要配慮者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

ウ 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

(2) 避難誘導の実施体制

本町は、京都府、並びに区長や地域の各団体との協力の下、要配慮者等及び一時滞在者の避難誘導を行う。

また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

なお、本町は、京都府の助言に基づいて、これらの検討を踏まえ、要配慮者等避難支援プラン等の充実に努めるものとする。

(3) 医療機関利用者等の避難体制

病院等医療機関の管理者は、本町及び京都府と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(4) 社会福祉施設入所者等の避難体制

社会福祉施設の管理者は、本町及び京都府と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、本町及び京都府と連携し、原子力災害時における園児、児童生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を策定するものとする。

また、本町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所と町役場、保育所同士の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、京都府と連携し、学校等が保護者との間で災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の策定

公共施設や観光施設など不特定多数の者が利用する施設の管理者は、本町や京都府と連携し、避難誘導に係る計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

本町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、本町が指定した避難場所以外に避難する場合も考慮し、避難状況を確実に把握する体制整備に努めるものとする。

7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

本町は京都府の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、安否情報システムを活用して被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

本町は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

9 避難場所・避難方法等の周知

本町は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を京都府、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。そのため、本町は、国、京都府及び関西電力㈱の協力の下、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

10 避難方法の意向確認調査の実施

本町は、UPZ内の住民を対象とした避難方法に関する意向確認を適宜実施し、自家用車又はバスによる避難する人数を把握した上で具体的な避難方法を検討する。

11 原子力版防災マップの作成

上記の調査結果も踏まえ、住民行動パターンや避難経路をまとめた原子力版防災マップを作成し、各戸配布を行う。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

本町は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について京都府があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

本町は、町の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、国、京都府等の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、被害状況の把握装置や情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図るものとする。

第9節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

本町は、国及び京都府から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、京都府と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

本町は、京都府と連携し、町職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、町職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

本町は、原子力災害対策指針を踏まえ、京都府、医療機関等と連携して、P A Z内及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

また、京都府が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

【緊急時における配布体制の整備】

(1) 本町は、京都府と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

(2) 本町は、京都府と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

安定ヨウ素剤保管状況

| 種別 | 数量 | 保管場所 | 使用期限 | 備考 |
|----|--------|--------------------|---------|-----|
| 丸薬 | 4,000丸 | 伊根町国民健康保険本庄診療所 薬品室 | 平成28年2月 | 府配備 |
| 粉体 | 500g | 伊根町国民健康保険本庄診療所 薬品室 | 平成28年4月 | 府配備 |

4 緊急被ばく医療活動体制等の整備

本町は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染などの緊急被ばく医療について協力し、緊急時の医療体制についての正確な情報把握と医療機関との緊密な連絡調整を図るものとする。

本町の属する丹後地域保健医療圏の体制は下表のとおりである。

| 区分 | 圏域 | 医療機関名 | 所在地 |
|----|----|----------------------|------------------|
| 初期 | 丹後 | 京都府立医科大学附属北部医療センター | 与謝郡与謝野町字男山481 |
| | | 公益財団法人丹後中央病院 ※ | 京丹後市峰山町字杉谷158-1 |
| | | 京丹後市立弥栄病院 ※ | 京丹後市弥栄町字溝谷3452-1 |
| | | 京丹後市立久美浜病院 ※ | 京丹後市久美浜町161 |
| 二次 | | 独立行政法人国立病院機構京都医療センター | 京都市伏見区深草向畑町1-1 |
| 三次 | | 独立行政法人放射線医学総合研究所 | 千葉県稲毛区穴川4-9-1 |
| | | 国立大学法人広島大学 | 広島市南区霞1-2-3 |

※は府防災対策で新たに京都府が追加指定した医療機関

出典：京都府防災対策

5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

本町は、国及び京都府、宮津与謝消防組合と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、必要となる資機材をあらかじめ整備するものとする。

整備する資機材は、サーベイメータ、個人線量計、防護服、防護マスク、空気呼吸器等の現場活動に必要な防護資機材、避難誘導、防災活動及び防災普及活動を行うために必要な資機材とする。

また、平常時より、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、京都府、国及び関西電力㈱と相互に密接な情報交換を行うものとする。

なお、町の原子力災害対応資機材の保有状況は下表のとおりである。

| 品名 | メーカー名 | 型式 | 数量 | 備考 |
|--|--------------------|--------------|-----|-----|
| エネルギー補償形 γ 線用 シュチレーションサーベイメータ | 日本アロカメデ ィカル株式会社 | TCS-172B | 1台 | |
| 防護服 | | M, L, AL, XL | 42着 | 府貸与 |
| 個人線量計 | | | 21台 | 府貸与 |
| 衛星携帯電話 | NTT ドコモ | | 2台 | 府貸与 |
| β (γ) 線用GMサーベイメータ | 日本アロカメデ ィカル株式会社 | TGS-146G | 2台 | 府貸与 |
| 安定ヨウ素剤調剤器具 | | | 一式 | 府貸与 |
| シンチレーション式 γ 線用 コンパクトサーベイメータ | 株式会社 堀場製作所 | PA-1100K | 7台 | 府貸与 |
| X線、 γ 線、 β 線用 電離箱サーベイメータ | 日本アロカメデ ィカル株式会社 | ICS-323C | 2台 | 府貸与 |

(平成26年3月1日現在)

6 物資の調達、供給活動

本町は、国、京都府及び関西電力㈱と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

また、備蓄にあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、町内のUPZ外の地域あるいは町外に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

さらに、国及び京都府と連携の上、備蓄拠点について輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

なお、町内・府内の備蓄倉庫の設置状況は下表のとおりである。

| 町内・府内の備蓄倉庫 | |
|------------|--|
| 伊根町 | 伊根町防災資材倉庫（伊根町字本坂584-2） 伊根町本坂倉庫（伊根町字本坂584） |
| 宮津与謝消防組合 | 防災拠点施設（宮津市字須津413-26） |
| 宮津市 | 宮津倉庫（宮津市吉原 府宮津総合庁舎内） |
| 京都市 | 京都倉庫（京都市上京区西洞院通中立売下ル菊屋町） |
| 京田辺市 | 田辺倉庫（京田辺市興戸） |
| 亀岡市 | 亀岡倉庫（亀岡市荒塚町 府亀岡総合庁舎内） |
| 福知山市 | 福知山倉庫（福知山市字篠尾 府福知山総合庁舎内） |

（平成26年3月現在）

第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 情報伝達の内容と役割等の明確化

本町は、国及び京都府と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた、具体的な内容を整理しておくものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2 複合災害における情報伝達体制の整備

本町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、町防災行政用無線等の設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備並びに衛星携帯電話の整備を図るものとする。

3 住民相談窓口の体制整備

本町は、国、京都府と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 要配慮者等及び一時滞在者への情報伝達体制の整備

本町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び京都府と連携し、要配慮者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5 多様なメディアの活用体制の整備

本町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局（FM たんご）、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用など、多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続計画の策定

本町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するために、事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。

このことから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先は本庄地区公民館とその周辺施設とするとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。ただし、緊急時モニタリングにより、町外の施設に退避する場合は京丹後市又は精華町の施設を想定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

なお、想定される主な継続業務は、次のとおり。

- ・ 住民票発行事務
- ・ 納税証明発行、収納事務
- ・ 土木業務
- ・ 上下水道業務
- ・ 健康相談業務 等

第12節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及 啓発及び国際的な情報発信

1 住民等に対する知識の普及

(1) 原子力防災に関する広報活動

本町は、国、京都府及び関西電力㈱と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、町ホームページ、広報紙、パンフレット等により広報活動を実施するものとする。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時に、本町、京都府及び国等が講じる対策の内容に関すること
- カ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- キ 要配慮者等への支援に関すること

ク 緊急時にとるべき行動

ケ 避難所での運営管理、行動等に関すること

(2) 防災教育の実施

本町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下で防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 要配慮者等や性別に配慮した広報活動

本町は、防災知識の普及と啓発に際し、要配慮者等にも十分に配慮することにより、地域において要配慮者を等支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分に配慮するよう努めるものとする。

(4) 避難状況の確実な把握

本町は、避難状況の確実な把握に向けて、本町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

2 防災対策に関する知見や教訓に係る情報発信

(1) 災害に関する資料の収集整理

本町は、国及び京都府と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(2) 諸外国への情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、本町は国及び京都府と連携し、災害から得られた知見や教訓を、国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう、努めるものとする。

第13節 防災業務関係者の人材育成

本町は、国及び京都府と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進するなどにより、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者及び消防団員に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。

さらに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ア 原子力防災体制及び組織に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること
- カ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- キ 緊急時に本町、京都府及び国等が講じる対策の内容
- ク 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ケ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- コ その他緊急時対応に関すること

第14節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 訓練の実施計画の企画立案

本町は、国、京都府、関西電力㈱など関係機関の支援を受けて、以下のような防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を、京都府と共同もしくは町独自に行うものとする。

- ア 町災害対策本部等の設置運営訓練
- イ 緊急時通信連絡訓練
- ウ 緊急時モニタリング訓練
- エ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- オ 緊急被ばく医療訓練
- カ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- キ 周辺住民避難訓練
- ク 消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 総合的な防災訓練の実施計画への参画

本町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、住民避難及び住民に対する情報提供等の本町が行うべき防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

(参考) 原子力災害対策特別措置法第13条 (抜粋)

(防災訓練に関する国の計画)

第十三条 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練（同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれぞれ行うものを除く。）は、内閣総理大臣が内閣府令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

(参考) 災害対策基本法第48条

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

本町は、計画に基づき、国、京都府、関西電力㈱等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

本町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、京都府、関西電力㈱等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

本町は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、関西電力㈱の協力を受けて作成する「大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオ」に基づき、現場の判断力向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

その例として、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなどが挙げられる。

また、本町は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めを行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価をとおして改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

なお、訓練方法及び事後評価の方法は、必要に応じ、適宜、見直しを行うものとする。

(参考) 訓練時の主なチェック項目

| 訓練の種類 | チェック項目 |
|--------------|---|
| 災害対策本部設置運営訓練 | ア. 職員の非常参集時間 イ. 担当職員不在の場合の代替措置 ウ. 通信手段の確保 エ. 必要な資料の準備状況 等 |
| 住民避難訓練 | ア. 住民広報の状況 イ. 住民への周知の徹底 ウ. 要配慮者等の対する措置状況 エ. 住民の移送状況 オ. 避難の確認作業の状況 等 |

第15節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、関西電力(株)と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

1 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を京都府消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、関西電力(株)等に協力して、消火、人命救助、救急等の必要な措置を実施するものとする。

2 警察機関

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、関西電力(株)等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等の必要な措置を実施するものとする。

3 海上保安部署

事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、関西電力(株)等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

4 本町で事故が発生した場合の対応

本町は、京都府等と協力して事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難などの一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第16節 災害復旧への備え

本町は、災害復旧に資するため、国及び京都府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第 5 編

原子力災害対策計画編

◆第 3 章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、高浜発電所から重大なトラブルに関する情報及び原子力第一防災体制発令の通報・連絡があった場合の対応、原災法第10条に基づく施設敷地緊急事態発生の通報があった場合の対応並びに同法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された応急対策等を定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

(参考) 警戒態勢をとる必要のある連絡の種類 (第2章 第6節 参照)

| 種類 | 状況 |
|--|--|
| ① 発電所からの「重大なトラブル」に関する情報連絡 | 高浜発電所から異常時における連絡を受けた場合であって、その内容が原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象発生（施設敷地緊急事態）に至るおそれがあると認められるとき。 |
| ② 発電所の「原子力第一防災体制の発令」に係る情報連絡 | 原災法11条第1項等に基づき設置している放射線測定設備において、 $1\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）/時以上の放射線量が検出されるか、その恐れがある場合に発電所が原子力防災体制をとるとき。 |
| ③ 「警戒事態発生の通報」及び「施設敷地緊急事態発生の通報」に関する情報連絡 | 「警戒事態発生の通報」及び「施設敷地緊急事態発生の通報」に関する情報連絡 |

※施設敷地緊急事態とは、敷地境界付近の放射線量率の上昇、排気筒・放水口等からの異常な放射性物質の放出などの通報をいう。（詳しくは「第5章 参考資料」参照）

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 「警戒事態」発生時の通報があった場合

高浜発電所の原子力防災管理者（発電所長）（以下「原子力防災管理者」という。）は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準ずる事故・故障が発生した場合は、警戒事態として、直ちに京都府をはじめ、原子力規制委員会、官邸（内閣官房）、関係機関等へ連絡することとなっている。

原子力規制委員会は、警戒事態が発生した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、京都府、本町、関係周辺市町村及び公衆に対し情報提供を行うものとする。

京都府は、原子力防災管理者及び国から通報・連絡を受けた事項について、速やかに本町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

本町は、京都府から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 「重大なトラブル」に関する情報連絡の場合（連絡系統図1 参照）

原子力防災管理者は、高浜発電所で重大なトラブルが発生した場合、直ちに本町、京都府及び関係機関に「重大なトラブルに関する情報連絡」として連絡することとなっている。

本町は、原子力防災管理者及び京都府から通報・連絡を受けた事項について、関係機関等に連絡するものとする。

(3) 「原子力第一防災体制」発令の連絡の場合（連絡系統図1 参照）

原子力防災管理者は、高浜発電所で「原子力第一防災体制」を発令した場合、直ちに本町、京都府及び関係機関に「原子力第一防災体制の発令に係る情報連絡」として連絡することとなっている。

本町は、原子力防災管理者及び京都府から通報・連絡を受けた事項について、関係機関等に連絡するものとする。

(4) 「施設敷地緊急事態発生通報」の連絡の場合（連絡系統図2 参照）

原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発見後又は発生時の通報を受けた場合、高浜発電所防災業務計画等に基づき、15分以内を目途として、直ちに本町、京都府、原子力規制委員会、官邸（内閣官房）京都府警察本部、宮津与謝消防組合、第八管区海上保安本部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

京都府は、原子力防災管理者及び国（原子力防災専門官を含む。）から「施設敷地緊急事態発生通報」の連絡を受けた事項について、速やかに本町に連絡するものとする。

本町は、原子力防災管理者及び京都府から通報・連絡を受けた事項について、関係機関等に連絡するものとする。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 「重大なトラブル」に関する情報連絡後の情報連絡

関西電力㈱は、京都府及び関係機関に対し、施設の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとする。

京都府は、その都度、本町へ連絡するものとする。

(2) 原子力第一防災体制発令後の情報連絡

関西電力㈱は、京都府及び関係機関に対し、施設の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとする。

京都府は、その都度、本町へ連絡するものとする。

(3) 「施設敷地緊急事態発生通報」後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力防災管理者は、国、京都府、京都府警察本部、第八管区海上保安本部、原子力防災専門官等に施設敷地緊急事態発生後における施設の状況、関西電力㈱の応急対策活動の状況及び発電所原子力緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡することとされている。さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

イ 本町は、京都府等から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

ウ 本町は、防災関係機関との間において、京都府等から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

エ 本町及び京都府は、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密にするものとする。

3 原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(1) 対策拠点施設との情報共有

本町は、対策拠点施設において、国の原子力災害現地対策本部、京都府、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力㈱及びその他関係機関が行う緊急事態応急対策について、京都府を通じて必要な情報を共有するとともに、必要な調整を行うものとする。

(2) 京都府との連携調整

本町は、京都府に対し、緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

4 一般回線が使用できない場合の対処

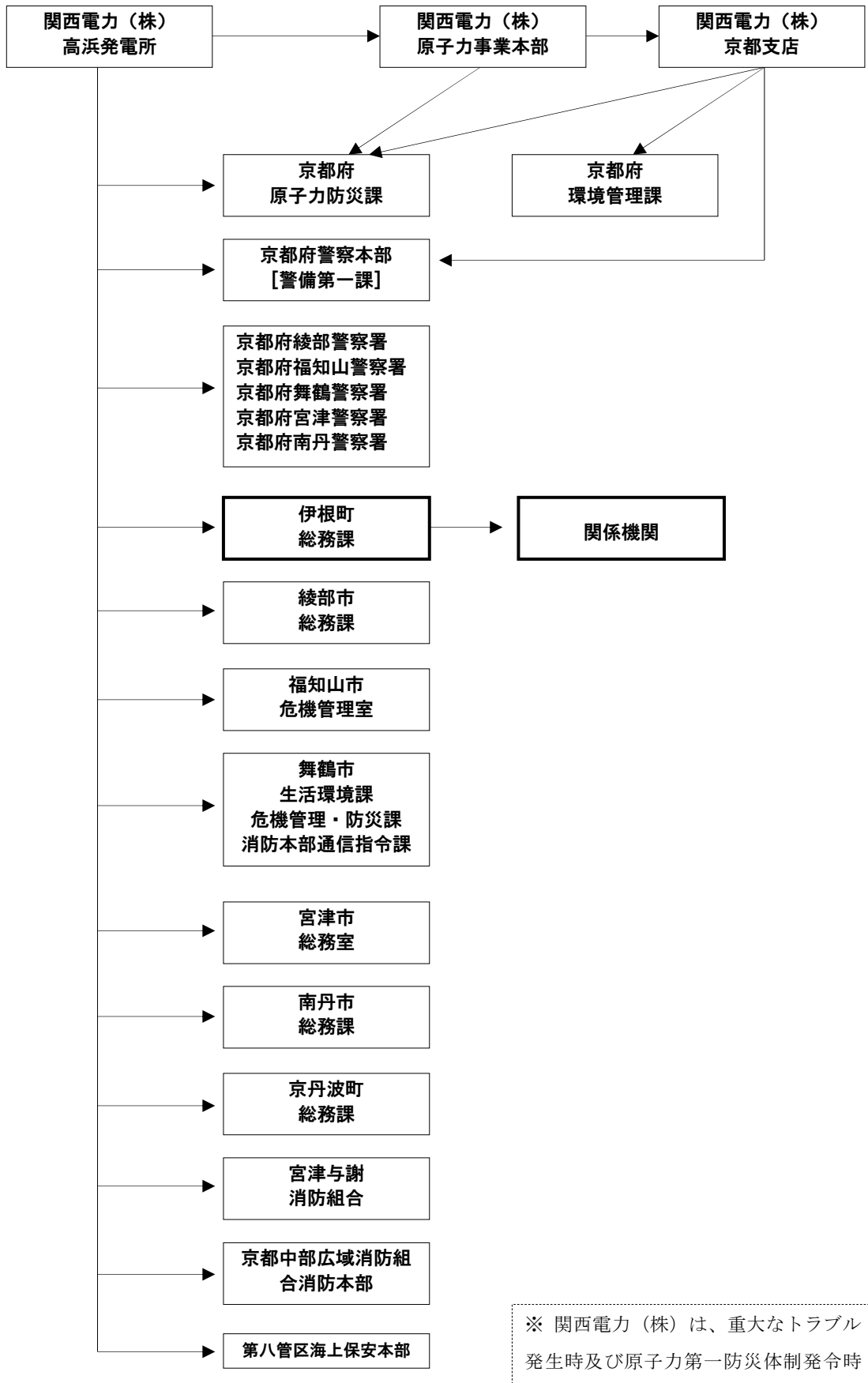
地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、京都府と連携し、京都府衛星通信系防災情報システムや衛星携帯電話等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

本町は、あらかじめ定めた緊急時モニタリング計画等に基づき、警戒事態における緊急時モニタリングの準備や施設敷地緊急事態における人員の協力等を通じ、緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングに参画し、可搬型モニタリングポストの設置等を行うものとする。

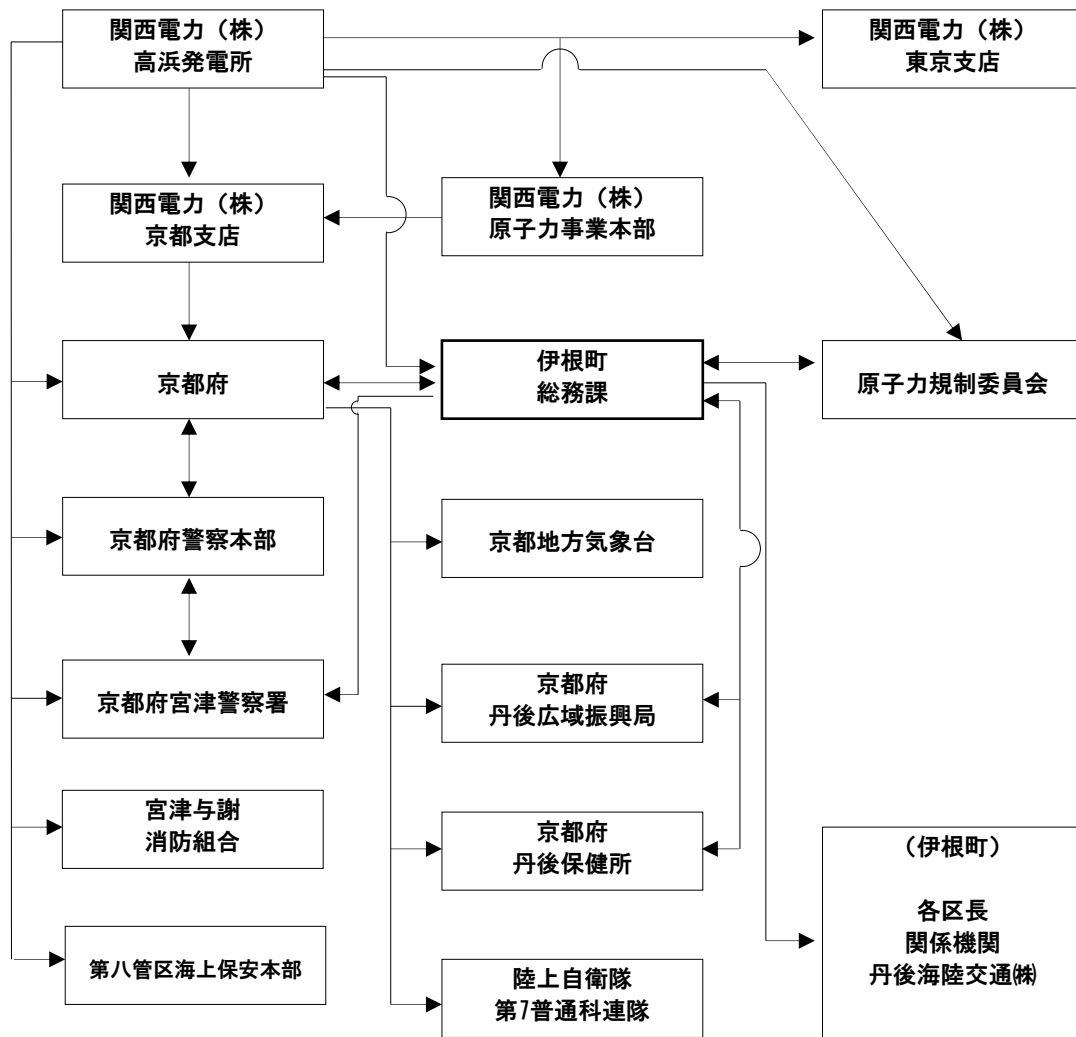
また、緊急時モニタリングセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努めるものとする。

(連絡系統図1) 「重大なトラブルに関する情報連絡」及び「原子力第一防災体制発令の情報連絡」



※ 関西電力(株)は、重大なトラブル発生時及び原子力第一防災体制発令時

(連絡系統図2) 施設敷地緊急事態発生通報



※上図は本町に関係する主な機関のみ表示

第3節 活動体制の確立

1 本町の活動体制

(1) 重大なトラブル発生時の警戒態勢

ア 町災害警戒本部の設置

本町は、重大なトラブルに関する情報連絡を受けた場合、直ちに、総務課長、地域整備課長が協議し、町長に具申し、町長が設置及び閉鎖を決定する。

イ 町災害警戒本部の主な業務

- (ア) 本部長(町長)の指示事項の伝達
- (イ) 京都府及び防災関係機関との連絡調整
- (ウ) 災害状況の調査及び情報収集

ウ 町災害警戒本部の閉鎖

町災害対策本部が設置された場合においては、町災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を町災害対策本部に引き継ぐ。

(2) 原子力第一防災体制が発令された際の警戒態勢

ア 町事故対策本部の設置

本町は、原子力第一防災体制発令の連絡を受けた場合、直ちに伊根町長を本部長とする町事故対策本部を設置し、職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとし、京都府及び防災機関へその旨を連絡するものとする。

イ 町事故対策本部の組織等

町事故対策本部の組織、構成等は、伊根町地域防災計画の「第2編一般計画編 第2章災害応急対策計画 第1節 1(4) 事故対策本部」のとおりとする。

ウ 町事故対策本部の閉鎖

町事故対策本部の閉鎖は概ね以下の基準によるものとする。

- (ア) 町事故対策本部長が高浜発電所の事故の終結を確認し、事故対策が完了したとき又は対策の必要がなくなると認めたとき。
- (イ) 町災害対策本部が設置されたとき。

(3) 施設敷地緊急事態発生等の通報を受けた場合の態勢

ア 町災害対策本部の設置

本町は、京都府から施設敷地緊急事態発生等の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は伊根町長が必要と認めた場合は、直ちに町災害対策本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、京都府及び関西電力(株)等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

イ 町災害対策本部の組織配備体制、参集方法等

町災害対策本部の組織、構成等は伊根町地域防災計画「第2編一般計画編 第2章災害応急対策計画 第1節 2 伊根町災害対策本部の設置及び閉鎖等」のとおりと

する。

ウ 町災害対策本部の閉鎖は概ね以下の基準によるものとする。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

(イ) 町災害対策本部長（伊根町長）が、高浜発電所の事故の終結を確認し、災害応急対策が完了したとき又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

エ 京都府への連絡

町災害対策本部長（伊根町長）は、町災害対策本部を設置したときは、この旨を国及び京都府知事へ連絡するとともに、京都府の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

オ 情報の収集

本町は、特定事象発生 of 通報を受けた場合、京都府、関西電力(株)等から情報等を得るとともに関係機関との連携を図り、事故の状況の把握に努めるものとする。

2 京都府事故対策本部等への職員の派遣

本町は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、あらかじめ定められた職員を直ちに京都府事故対策本部又は京都府災害対策本部に派遣し、初動 of 緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況 of 把握、モニタリング情報 of 把握、医療関係情報 of 把握、住民避難・屋内退避 of 状況 of 把握等の活動に従事させるものとする。

3 専門家の派遣要請

本町は、施設敷地緊急事態発生 of 通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、京都府とともに国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

本町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、関係自治体等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

本町は、必要に応じ、京都府知事に対し、緊急消防援助隊 of 出動を要請するものとする（資料3参照）。

(2) 職員の派遣要請等

伊根町長は、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言など、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請するものとする。

また、京都府知事に対して、指定行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、その他必要な援助を求めるものとする。

5 自衛隊の派遣要請等

伊根町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、京都府知事に対し、派遣の要請を要求するものとする。

また、伊根町長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに京都府知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

本町は、初期対応における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下に汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

(1) 防災業務関係者の安全確保の方針

本町は、本町の防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者等との連携を密にし、京都府の協力を得て適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に努めるものとする。

(2) 防災業務関係者の放射線防護

ア 防災業務関係者の放射線防護については、下表のとおり、防災業務関係者の放射線防護に係る防護指標に基づき行うものとする。

| 対象 | 指標 |
|---|--|
| 災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量 | 実効線量で50mSv（ミリシーベルト）を上限とする。 |
| 防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量 （例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等） | 実効線量で100mSv（ミリシーベルト）を上限とする。 また、作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 （眼の水晶体） 等価線量で300mSv（ミリシーベルト）を上限とする。 （皮膚） 等価線量で1Sv（シーベルト）を上限とする。 |

※これらの防災業務関係者の放射線防護に係る防護指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量ができる限り少なくするよう努力するものとする。

イ 本町の防災業務関係者の放射線防護を担う班を定めておくものとする。

ウ 本町の放射線防護管理を担う班は、必要に応じ、京都府など関係機関に対し、除染等の医療措置を要請するものとする。

エ 本町は、応急対策活動を行う本町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確

保するものとする。

オ 本町は、本町の防災業務関係者の安全確保のため、京都府事故対策本部等において、国、京都府、関西電力㈱等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

(3) 防護対策

ア 町災害対策本部長（伊根町長）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備など、必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 本町は、京都府やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計、安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 特定事象が発生した場合

本町は、施設敷地緊急事態（原災法10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内避難）の準備を行うこととする。

(2) 原子力緊急事態宣言が発出された場合

本町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出した場合、PAZ内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、UPZ内の住民等にその旨を伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、本町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び京都府と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいた運用上の介入レベル（OIL）の値を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認など必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し、国に要請するものとする。

なお、町長は、指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

（参考）原災法第15条第3項

内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域（緊急事態応急対策を実施すべき区域）を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。資料2参照

(表) OILと防護措置について

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ^{※1} | | | 防護措置の概要 |
|-----------------------|-----------------|--|--|-------------------|--------------------------|--|
| 緊急防護措置 | OIL1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | | | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) |
| | OIL4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 | β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) | | | 避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。 |
| 早期防護措置 | OIL2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | | | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 |
| 飲食物摂取制限 ^{※9} | 飲食物に係るスクリーニング基準 | OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2}) | | | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 |
| | OIL6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種 ^{※7} | 飲料水 牛乳・乳 製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。 |
| | | | 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg ^{※8} | |
| | | | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | |
| | | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | |
| | | | ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | |

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(3) 円滑な防護活動の実施

- ア 本町は、住民等の避難誘導にあたっては、京都府と協力し、住民等に向けて避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供するものとする。
- イ 本町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、京都府と協力し、戸別訪問、避難所における確認など、別途定める「住民避難計画」に基づき、住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果について、本町は、原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供するものとする。
- ウ 本町の町域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力の下、京都府が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、京都府は受入先の市町村と協議の上、本町に対し、避難所等となる施設を示すこととされている。
- エ 本町は災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

2 避難行動

避難を行う際には、別途定める「住民避難計画」に基づき、行うものとする。

なお、在宅の要配慮者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則とする。

3 避難場所での生活支援

(1) 住民等への周知、避難場所の確保

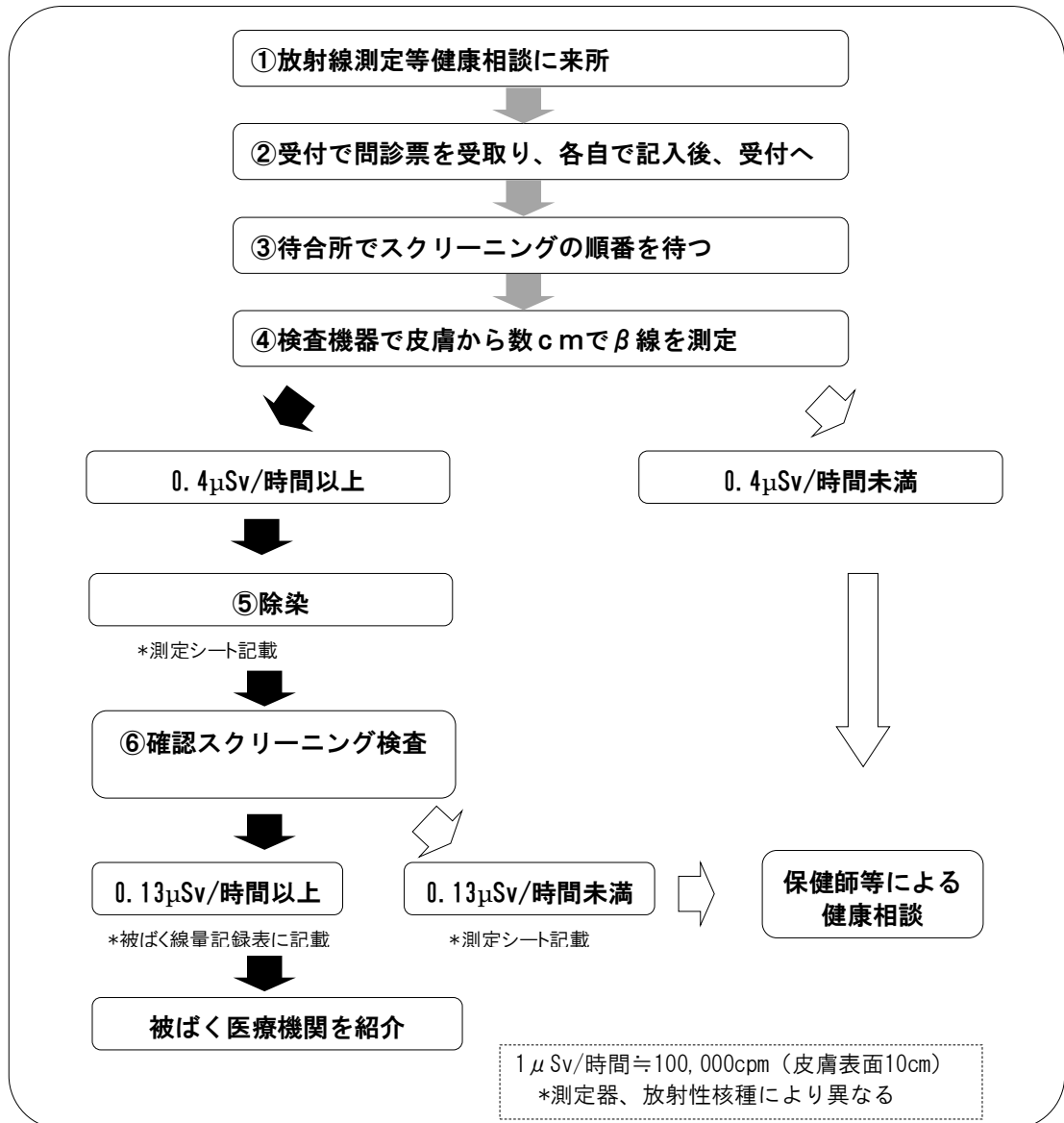
本町は、京都府と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

(参考) スクリーニング設置項目

| 項目 | 設置数 | 備考 |
|------|-----------|---------------------------------|
| 受付 | 1 か所 | 問診票作成 |
| 待合室 | 1 か所 | |
| 検査場 | 簡易検査 1 か所 | 0.13 μ Sv (マイクロシーベルト) / 時未満 |
| | 詳細検査 1 か所 | 0.13 μ Sv (マイクロシーベルト) / 時以上 |
| 健康相談 | 2 か所 | 保健師等 2 人 |
| | | 書記係 2 人 |

(放射線測定 (スクリーニング) の流れ)



(2) 避難状況の把握

本町は、京都府と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について京都府及び本町に提供するものとする。

(3) 生活環境対策の実施

本町は、京都府の協力の下、避難場所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化に対応するため、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

さらに、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 避難者の体調管理、衛生管理の実施

本町は、京都府と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。必要に応じて、京都府と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

特に、要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

なお、京都府と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(5) ニーズに対応した運営管理

本町は、京都府の協力の下、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

(6) 避難の長期化等への対応

本町は、京都府の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(7) 避難場所の早期解消

本町は、京都府の協力の下、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(8) 健全な住生活の早期確保

本町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び京都府と協議の上、建設するものとする。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

また、京都府と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び京都府に資機材の調達に関して要請するものとする。

4 広域一時滞在の円滑な実施

(1) 他の市町村への受入れ要請

本町は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、京都府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、また、他の府県の市町村への受入れについては、京都府に対し、当該府県との協議を求めるものとする。

(2) 京都府への支援要請

本町は、京都府に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

(3) 被災者の受入れることができる施設の検討

本町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 安定ヨウ素剤の予防服用

本町は、原子力災害対策指針を踏まえ、京都府、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

（「第1章総則 第4節原子力災害対策の留意点」参照）

【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。
- (2) 本町は、京都府と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

6 要配慮者等への配慮

(1) 健康状態の把握

本町は、京都府及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、要配慮者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者や障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 在院患者等の迅速な避難の実施

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものと

する。

(3) 社会福祉施設利用者等の迅速な避難の実施

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、京都府教育委員会（宮津高校伊根分校の生徒）、又は町対策本部（教育部）に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

公共施設や観光施設など不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、別途定める「住民避難計画」に基づき、避難させるものとする。

9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

本町は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう、現地対策本部、宮津与謝消防組合及び関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

10 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の調達

本町は、京都府及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため、必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等の調達・確保を行うものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 住民等への物資の供給

本町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、京都府等によって調達、あるいは引き渡された物資を被災者のニーズに応じて供給するものとする。

(3) 物資調達の要請

本町及び京都府は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

1 治安確保対策の実施

本町は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び京都府と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

2 京都府宮津警察署における措置

(1) 警戒区域等における措置

警戒区域、避難指示区域等が設定されたときは、関係機関とともに、当該勧告、指示等の実効を挙げるために必要な措置を講じる。

(2) 立入禁止区域等の犯罪の予防

緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報提供を行い、速やかな治安の確保に努める。

(3) 住民等への広報

周辺住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、交通規制等の情報を伝達する。

3 第八管区海上保安本部における措置

(1) 警報の伝達と避難の指示

伊根町長が避難のための立退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき、又は伊根町長から要求があったときは、航行船舶又は停泊中の船舶に対し警報するとともに安全な場所への避難を指示するものとする。

(2) 海上における安全の確保

海上の治安維持を確保し、航行制限等の交通規制を行うものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

本町は、国及び京都府からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施するものとする。

また、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び京都府の指導・助言及び指示、並びに放射性物質による汚染状況調査に基づき、下表「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限などの必要な措置及び解除を実施するものとする。

(※飲食物摂取制限は本章第4節の「(表) O I Lと防護措置について」を参照)

2 農林水産物の採取及び出荷制限

本町は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び京都府の指導・助言及び指示、並びに放射性物質による汚染状況調査に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限などの必要な措置及びこれらの解除を実施するものとする。

3 飲料水及び飲食物の供給

本町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、京都府等の協力を得て、伊根町地域防災計画「第2編一般計画編 第2章災害応急対策計画 第12節 生活必需品等供給計画、及び第13節 給水計画」に基づき、関係住民への応急措置を講ずるものとする。

4 水道対策

(1) 水質検査

原子力発電所において放射性物質の漏えい又はそのおそれがある場合、配水過程に混入する放射性セシウムを監視し、より迅速な対応を可能とするため、検査対象資料は浄水場の浄水を基本とし、表流水を水源とする浄水場にあってはより厳格な濁度管理の必要性を判断するため取水地点の原水についても検査を1日1回行いその結果を公表する。

水質結果が管理目標値を十分下回っていることを確認した後は、1カ月1回以上の検査とし、3カ月連続して放射性セシウムが検出されなかった場合、以降の検査は3カ月に1回とする。

管理目標値は水道水中の放射性セシウム（セシウム134及び137）を10Bq/Lとする。

(2) 浄水処理の強化

水道原水のモニタリング結果等に異常が認められた場合は、厚生労働省による「水道水における放射性物質対策検討会」を踏まえた事務連絡「水道水中の放射性物質の低減方法について」（平成 23 年 6 月 21 日付け、厚生労働省）に基づき、水道水中の放射性物質（放射性セシウム・放射性ヨウ素）について、次のとおり低減方策を行う。

ア 放射性セシウム

凝集剤の増量、ちんでん処理水に凝集剤を添加してろ過する「二段凝集処理」凝集ちんでん及び急速ろ過の強化を図ることにより、ろ過水濁度の管理を徹底し除去に努める。

イ 放射性ヨウ素

前塩素処理に加え、粉末活性炭投入の併用により除去に努める

(3) 水道水摂取制限及び制限時における広報体制

厚生労働省通知（平成 24 年 3 月 5 日付け）に基づき、水道水中の放射性セシウムの濃度が管理目標値を超過した場合は、水道法第 22 条に規定する衛生上の措置として、原因の究明を行い、適切に措置をする。また、管理目標値を長期間超過すると見込まれる場合には、摂取制限等の措置を講じ、必要に応じ給水車や飲料水の手配の準備をする。

上述の措置をとってもなお改善の見込みがない場合、管理目標値超過の原因が不明な場合等であって、濁度成分等によって人の健康を害するおそれがある場合は水道法第 23 条第 1 項の規定により給水停止の措置をとる。

原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省から要請に基づき摂取制限を行う。

水道水中の放射能濃度が超過したとき等摂取制限を行う場合は、広報車・防災無線を用いること等当該情報を容易に入手することができよう適切な方法で周知を行う。

なお、摂取制限の解除についても広報車・防災無線等を用い周知を行う。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

本町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、京都府等の防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位：人命救助、救急活動に必要な要員及び資機材の輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー

第2順位：避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家、資機材の輸送

第3順位：緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送

第4順位：住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位：その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

イ 負傷者、避難者等

ウ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び府の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）、緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 本町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 本町は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ京都府や周辺市町村に支援を要請するものとする。

ウ 本町は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

エ 災害等緊急時における避難輸送の協力に関する協定に基づき、住民輸送を実施する。

2 緊急輸送のための交通確保

警察及び道路管理者は、交通規制にあたって、原子力災害合同対策協議会において相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 資機材の確保

本町は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ京都府、関西電力㈱、その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 応援の要請

本町は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、京都府、関西電力㈱等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

また、本町は、宮津与謝消防組合と協議し、町内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を京都府知事に要請するものとする。なお、要請時には以下の事項に留意するものとする（資料3参照）。

- ア 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 受援に対し、本町への進入経路及び集結（待機）場所 など

2 医療措置

本町は、京都府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

また、本町は、環境中の放射性ヨウ素量の増加により、住民等に甲状腺被ばくによる障害が懸念される場合には、国及び京都府の指示により、安定ヨウ素剤を住民等に迅速かつ的確に配布するものとする。（「第1章総則 第4節原子力災害対策の留意点」参照）

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等からの問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 迅速かつ的確な情報提供・広報の実施

本町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り小さくするため、京都府及び関係機関と協力して、広報車、防災行政無線、有線放送等あらゆる手段を用いて、次に掲げる事項について住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

- ア 事故が発生した施設名、発生時刻
- イ 事故の状況と今後の予想
- ウ 各地域住民のとるべき行動についての指示

(2) 情報の一元化、定期的な情報提供

本町は、住民等への情報提供にあたって、国及び京都府と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 住民に役立つ情報提供

本町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（高浜発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測や放射性物質の大気中拡散予測等）や各種予測結果等、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、本町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所など、住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮して伝達を行うものとする。

(4) 正確な情報提供

本町は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、京都府、周辺市町村及び関西電力(株)と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 多様な方法による情報提供

本町は、情報伝達にあたって、防災行政用無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(6) 指定した避難所以外の避難状況の把握

本町は、避難状況の確実な把握に向けて、本町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

本町は、国、京都府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

3 伊根町長のとるべき措置

伊根町長は、被害予想地域の住民に対し、住民がとるべき応急対策等の実施について、広報車、防災行政無線など、あらゆる通報手段を用いて、的確かつ迅速に指示伝達するものとする。

4 第八管区海上保安本部長のとるべき措置

第八管区海上保安本部長は、海上の船舶に対し、船舶がとるべき応急対策の実施について、的確かつ迅速に指示伝達するものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、本町は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

本町は、国、京都府及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

なお、ボランティアの受入れは、伊根町地域防災計画「第2編一般計画編 第2章災害応急対策計画 第37節ボランティアの受入れに関する計画」に準ずるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

本町は、京都府及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

なお、国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

町民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示するなど、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

本町は、義援金の使用について、伊根町地域防災計画「第2編一般計画編 第2章災害応急対策計画 第32節義援金品受付配分計画」に準ずるものとする。

なお、その際、京都府と十分協議の上、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

1 町役場機能の移転

本町は、庁舎が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合、あらかじめ定めた退避先へ移転するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。

2 町役場機能の維持

本町は、あらかじめ定めた業務継続計画（「第2章 第11節 行政機関の業務継続計画の策定」参照）に基づき、緊急事態応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第 5 編

原子力災害対策計画編

◆第 4 章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

(参考) 原災法第15条第4項

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

- 一 原子力災害事後対策を実施すべき区域
- 二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

本町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、国、京都府、引き続き存置される現地対策本部等と連携し、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

本町は、国及び京都府と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

本町は、国、京都府、関西電力㈱及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

本町は、京都府と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限など、各種制限措置を解除し又は解除の指示を受け、住民等への周知を図るものとする。

また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

本町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、本町等が当該住民等に対し避難所等においてとった措置等を、あらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2. 災害対策措置状況の記録

本町は、京都府等が作成する被災地の汚染状況図、本町等が実施した応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

1 生活全般にわたってのきめ細かな支援

本町は、国及び京都府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケアなど、生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2 被災者の自立に対する援助

本町は、国及び京都府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3 制度等の弾力的運用

本町は、京都府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

本町は、国及び京都府と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

1 正確な情報提供と広報

本町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における心理的動揺あるいは混乱・誤解をおさえるため、あらゆる手段を用いた正確な情報提供と広報を行うものとする。

2 風評被害等の未然防止

本町は、京都府、国、関西広域連合をはじめ、経済及び農林水産業団体等の関係団体と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、放射性物質又は放射線の放出による周辺環境等への影響について、迅速かつ的確に広報するとともに、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のためのイベント等を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

本町は、国、京都府、政府系金融機関等と連携し、必要に応じ、被災中小企業に対する融資相談等の実施、制度融資の活用等による経営安定対策を講ずるとともに、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の安定を図るために資金を低利で貸し付けるものとする。

また、被災中小企業、被災農林漁業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

(参考) 業種別の主な支援体制

| 業種 | 支援主体 | 支援内容 |
|-------|----------|---|
| 中小企業 | 日本政策金融公庫 | 被災した中小企業を支援するため、災害復旧貸付により、運転資金、設備復旧資金の貸付を行っている。 |
| 農林漁業者 | 日本政策金融公庫 | 被災農林漁業者に対し、施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金を低利で融通している。 |

第10節 心身の健康相談体制の整備

本町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び京都府とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施するものとする。

第 5 編

原子力災害対策計画編

◆第 5 章 原子力災害対策計画編 参考資料

資料1 緊急事態区分とEALについて

| | 現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL | 緊急事態区分における措置の概要 |
|--------|---|--|
| 緊急事態区分 | <p>原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用</p> <p>①原子力施設等立地道府県^{※1}において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>②原子力施設等立地道府県^{※1}において、大津波警報が発令^{※2}された場合</p> <p>③東海地震注意情報が発表された場合^{※3}</p> <p>④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等^{※4}</p> <p>⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</p> | <p>体制構築や、情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> |
| | <p>原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更）</p> <p>①原子炉冷却材の漏えい。</p> <p>②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。</p> <p>③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。</p> <p>④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。</p> <p>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。</p> <p>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。</p> <p>⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。</p> <p>⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。</p> <p>⑨原子炉制御室の使用不能。</p> | <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> |
| | <p>原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更）</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。</p> <p>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。</p> <p>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。</p> <p>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。</p> <p>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。</p> <p>⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。</p> <p>⑧炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知。</p> <p>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。</p> <p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。</p> <p>⑪原子炉制御室等の使用不能。</p> <p>⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。</p> <p>⑬敷地境界の空間放射線量率5μSv/hが10分以上継続。^{※5}</p> | <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> |

- ※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甌島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。
- ※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。
- ※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。
- ※4 想定される具体例は次のとおり。
 - ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合
 - ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
 - ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
 - ・原子炉水位有効燃料長上端未満
 - ・自然災害により以下の状況となった場合
 - －プラントの設計基準を超える事象
 - －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象
- ※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

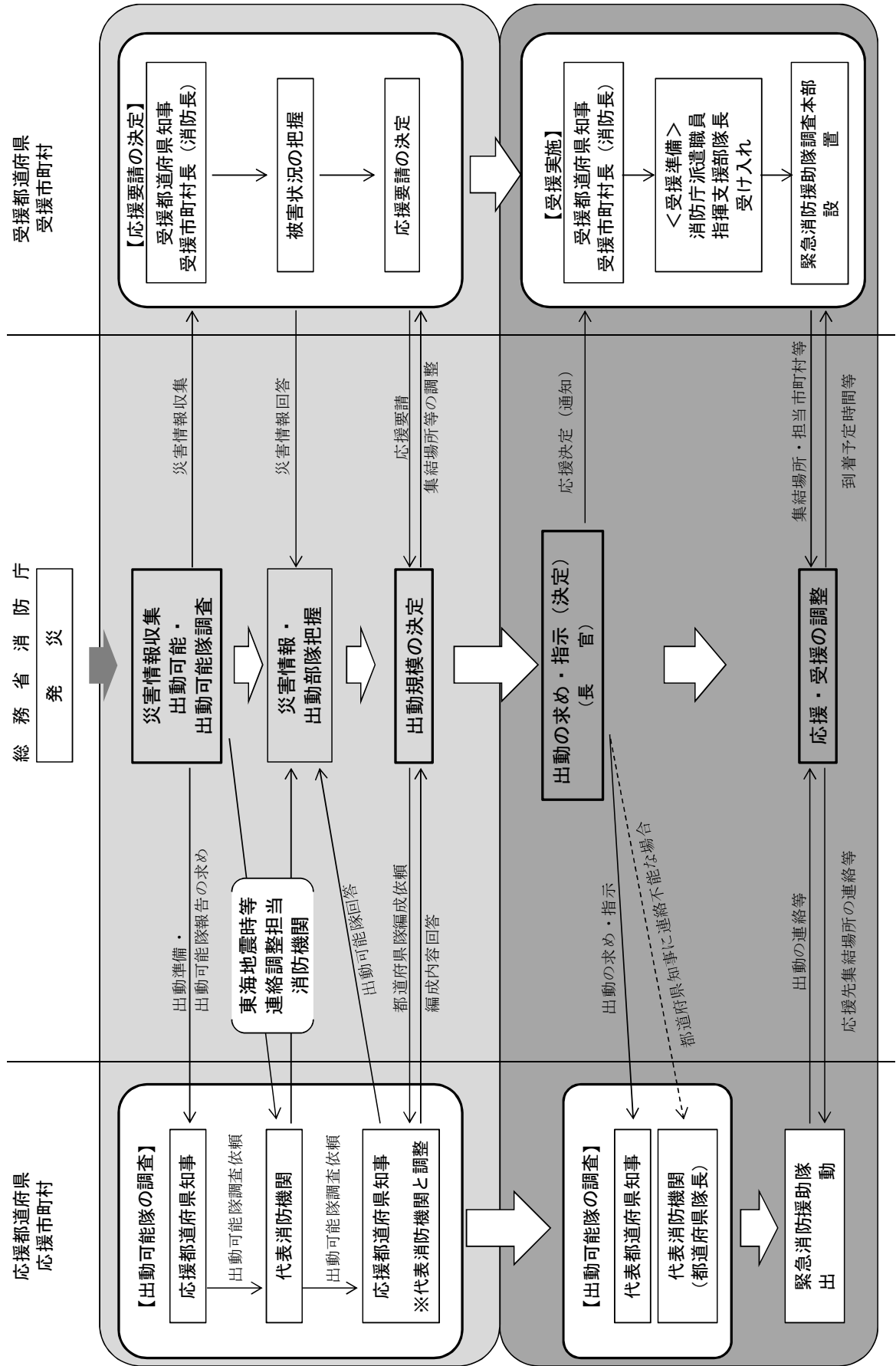
資料2 原災法第15条

(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

- 一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
 - 二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。
- 一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
 - 二 原子力緊急事態の概要
 - 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。
- 一 原子力災害事後対策を実施すべき区域
 - 二 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

資料3 緊急消防援助隊出動までの流れ



資料4 用語等の定義・説明

| 用語等 | 定義・説明 |
|--------------------------------------|--|
| 原子力災害 | 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害。 (原子力災害対策特別措置法第2条第1項) |
| 原子力緊急事態 | 原子力施設外あるいは放射性物質運搬時の容器外に、放射性物質又は放射線が異常な水準で放出された事態。(原子力災害対策特別措置法第2条第2項) |
| 放射性物質の放出形態、プルーム | 原子炉施設の多重の物理的防護壁が機能しない場合、放射性物質が周辺環境に放出される。 大気へ放出の可能性がある放射性物質は、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。これらは、気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団(プルーム)となる。 プルームの移動距離が長くなると拡散により濃度は低くなる傾向にあるが、風下方向に一定の距離を移動するため、広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長期間留まる可能性がある。 |
| 被ばく (外部被ばく、内部被ばく) | 「外部被ばく」は、体外にある放射線源から放射線を受けること。 「内部被ばく」は、放射性物質を吸入、経口摂取等によって体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けること。 |
| SPEEDI(スピーディー)、MACCS2 | どちらも、放射能の影響を予測するシステムの名称。 MACCS2は、年間の気象パターンや風向きなどのデータから、放射性物質の拡散の傾向を計算する。SPEEDIを用いた解析では地形情報・風向分布等の様々なパラメータを用いるため、年間を通じた全サイトの解析を行うには膨大な時間が必要になるため、伊根町ではMACCS2を主に情報源としている。 |
| 防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲(E P Z) | 原子力施設に起因する放射性物質または放射線の異常放出が発生した場合、緊急に講ずべき対策として、周辺住民等の屋内退避や避難等放射線被ばくを低減するための必要な措置をとるための判断の目安となる原子力施設からの範囲。この範囲は、地方公共団体が地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し定める。 |
| 予防的防護措置を準備する区域(P A Z) | 緊急事態において、重篤な影響等を回避するため、直ちに避難を実施する等、放射性物質の放出前段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設から概ね半径5km」とする。 |
| 緊急時防護措置を準備する区域(U P Z) | 緊急事態において、確率的影響を実行可能な限り低減するため、緊急時防護措置を準備する区域のこと。 区域の目安を「原子力施設から概ね30km」とする。 |
| プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(P P A) | U P Zの外においても、事故発生時の初期段階では放出されたプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入等による甲状腺被ばくの影響が想定されるため、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避等、P A ZやU P Zに準じた防護措置を講じる必要が生じる可能性のある区域のこと。 (具体的な区域の目安については、今後、原子力規制委員会において検討する) |
| 等価線量 | 放射線は吸収線量が同じでも、種類によって人体への影響が異なるため、臓器や組織が吸収した線量に対し、放射線の種類ごとに影響の大きさを重み付けしたものを「等価線量」という。(単位は Sv(シーベルト)) |
| 予測線量 | 放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量(大きさ)。(単位は Sv(シーベルト)) |

| 用語等 | 定義・説明 |
|---|---|
| 実効線量 | 臓器ごとに等価線量と組織加重係数をかけて、全身分を足し合わせたものを「実効線量」という。 実効線量は全身の平均的な影響を考慮した放射線量を表す。 (単位は Sv (シーベルト)) |
| Sv (シーベルト) mSv (ミリシーベルト) μ Sv (マイクロシーベルト) | 人体に及ぼす影響の大きさを計る放射線量の単位。 日本人が自然界から受ける放射線量は年間平均約1.5mSv (ミリシーベルト) 程度。胸部レントゲンは0.3~1mSv (ミリシーベルト) 程度。 単位は、1Sv (シーベルト) = 1,000mSv (ミリシーベルト) = 1,000,000 μ Sv (マイクロシーベルト)。 1mSv (ミリシーベルト) = 1,000 μ Sv (マイクロシーベルト)。 |
| 緊急活動レベル (EAL。Emergency Action Level) | 初期段階における避難等の予防的防護措置 (PAZ内) を確実かつ迅速に開始するために設定する判断基準。原子力施設の状態等で表される。(資料1参照) |
| 運用上の介入レベル (OIL。Operation Intervention Level) | 環境への放射性物質の放出後、主に住民等の確率的影響の発生を低減するための防護措置を適切に実施するために設定する判断基準。環境において計測可能な値で表される。 |

出典：原子力災害対策指針、独立行政法人放射線医学総合研究所

資料5 放射能の基礎知識

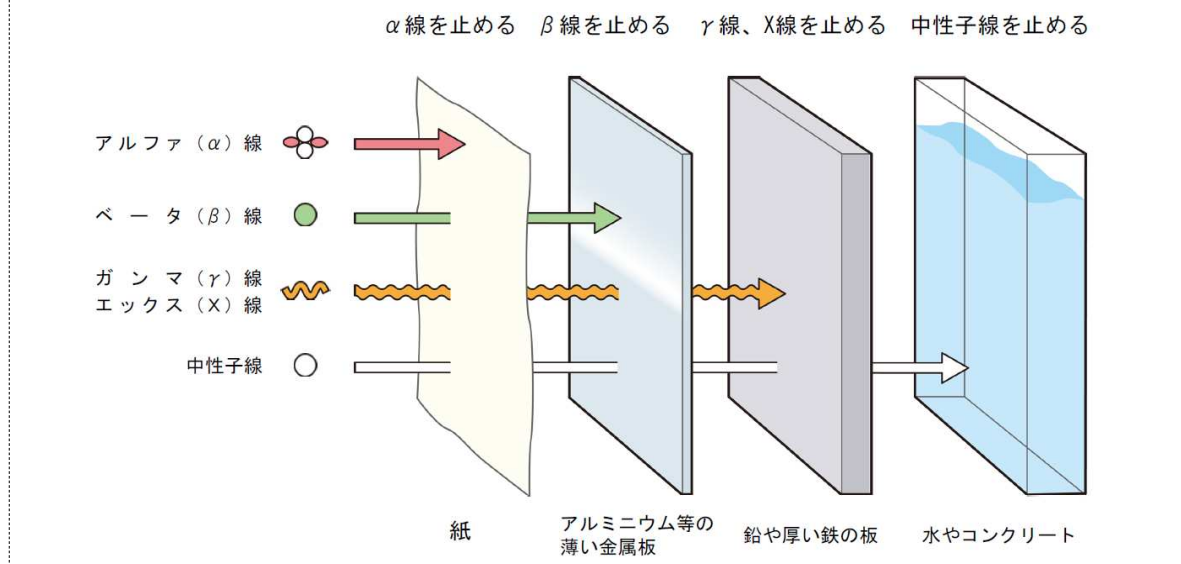
(1) 放射線

「放射線」は物質を透過する力を持った光線に似たもので、アルファ（ α ）線、ベータ（ β ）線、ガンマ（ γ ）線、エックス（X）線、中性子線などがある。

放射線はこれら種類によって物を通り抜ける力が違いますので、それぞれ異なる物質で遮ることができる。

(参考) 放射線の種類と透過力

| 種類 | 透過力 |
|---------------|---|
| アルファ線 | 放射線の中でも重い粒子で、空気中では数センチメートルしか飛ぶことができず、わずか紙1枚で遮ることができる。 |
| ベータ線 | ベータ線も透過力は弱く、アルミ板などの薄金属板で止めることができる。 |
| ガンマ線 エックス線 | 電磁波なので透過力は強い方だが、鉛や厚い鉄板で止めることができる。 |
| 中性子線 | 鉛や鉄も突き抜けるが、水やコンクリートで止めることができる。 |



出典：資源エネルギー庁「原子力2010」

(2) 放射能

放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質のことを「放射性物質」という。

懐中電灯に例えると、光が放射線、懐中電灯が放射性物質、光を出す能力が放射能にあたる。

(3) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。

これらは複合的に起こりえることから、原子力災害対策の実施にあたっては双方を考慮する必要がある。

| 被ばくの経路 | 概要 |
|--------|--|
| 外部被ばく | 人間が体の外から放射線を受ける形式のことをいい、天然や人工の放射性物質から出る放射線、宇宙の恒星や超新星の活動が原因で発生する放射線を体の外から被ばくを受けること。 |
| 内部被ばく | 放射性物質が鼻腔や口あるいは創部を介して、体内に取り込まれ、放射性物質が沈着した組織や臓器を被ばくさせること。 ○放射性物質が体内に残存する期間、被ばくは継続する。 ○摂取経路（吸入、経口等）により、被ばく状況が異なる。 ○線量が直読できない。 測定日以前の被ばく線量が直接評価できない。 摂取日、摂取経路（吸入、経口など）、核種、物質の特性等の情報が必要。 |

(4) 放射線や放射能の単位

放射能の強さや放射線の影響を表す主な単位は以下のとおり。

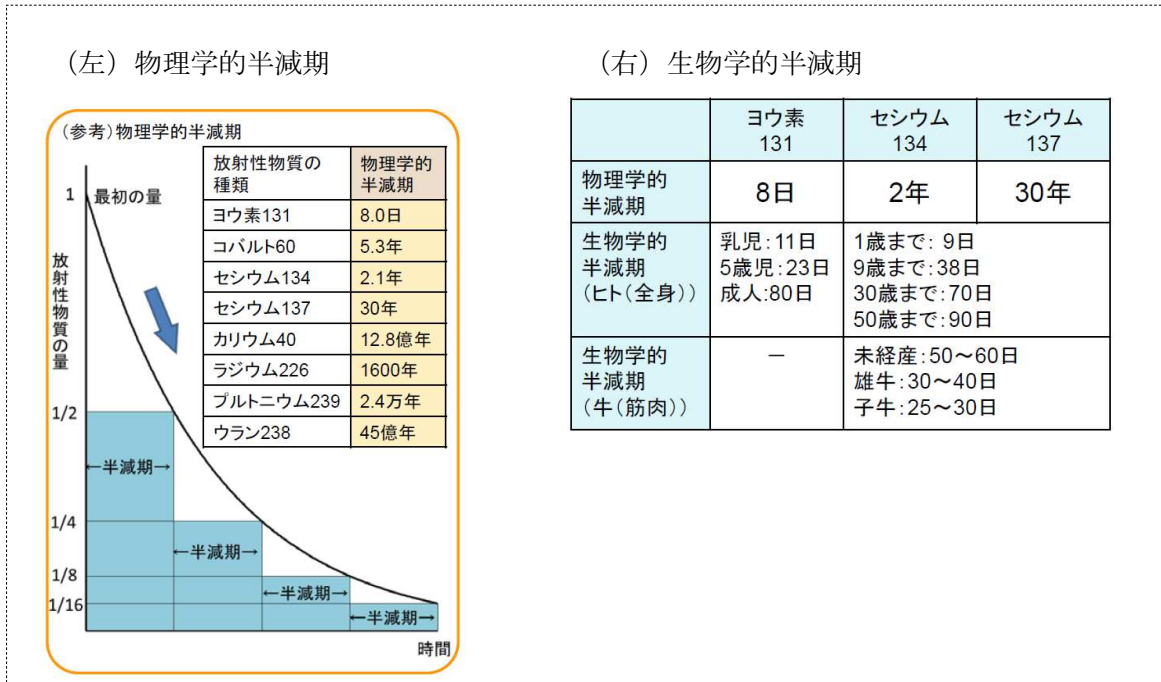
| 種類 | 単位 | 概要 |
|--------|------------------|---|
| 放射能の強さ | ベクレル[Bq] | 物質中の放射性物質がもつ放射能の強さを表す単位 (放射性核種の1秒間あたりの壊変数) |
| 吸収線量 | グレイ[Gy] | 物体や人体の組織が受けた放射線の強さを表す単位 (物質1kgに1ジュールのエネルギーを与える放射線の量) |
| 線量当量 | シーベルト[Sv] | 人が受けた放射線の健康への影響を表す単位 (吸収線量(グレイ)に生物学的効果比をかけた値) 1Sv(シーベルト) =1,000mSv(ミリシーベルト) =1,000,000 μ Sv(マイクロシーベルト)。 1mSv(ミリシーベルト) =1,000 μ Sv(マイクロシーベルト)。 |
| 照射線量 | クーロン毎キログラム[C/kg] | 放射線の照射の大きさを表現する単位 (空気1kgに1クーロンのイオン対を生成させる放射線の量) |

(5) 放射線の特徴

それぞれの放射性物質には固有の半減期（1/2 になる期間）があり、半減期には大きく「物理学的半減期」「生物学的半減期」の2種類がある。

「物理学的半減期」は、放射性物質が、放射線を放出して別の原子核に変化し、半分に減るまでの期間をいう。

「生物学的半減期」は、体内にとりこまれた放射性物質が、代謝などにより体外に排出されることで半分に減るまでの期間をいう。



出典：農林水産省「放射性物質の基礎知識」

(6) 医療被ばく

エックス線などの放射線を利用した、健診・検診・診断・治療などの医療（放射線診療）に伴って受ける放射線被ばくを、医療被ばくという。

なお、医療被ばくは、がんなどの病気や骨折などを診断したり、治療したりするために必要なことから、他の被ばくのような線量限度は設けられていない。

(7) 実効線量

放射線の種類と性質、人体の組織や臓器の種類によって、人体が放射線を受けたときの影響は異なることを考慮して算出する放射線量を実効線量とう。実効線量は、放射線の被ばく管理に用いる。

$$\text{実効線量} = \{\text{組織に吸収されたエネルギー (グレイ)} \times \text{放射線荷重係数} \times \text{組織荷重係数}\}$$

(参考) 人体の組織や臓器の実効線量

表2 組織荷重係数^{※1}

| 器官・組織 | 組織荷重係数:W _T |
|------------------------|-----------------------|
| 生殖腺 | 0.20 |
| 骨髄(赤色) | 0.12 |
| 結腸 | 0.12 |
| 肺 | 0.12 |
| 胃 | 0.12 |
| 膀胱 | 0.05 |
| 乳房 | 0.05 |
| 肝臓 | 0.05 |
| 食道 | 0.05 |
| 甲状腺 | 0.05 |
| 皮膚 | 0.01 |
| 骨表面 | 0.01 |
| 残りの器官・組織 ^{※2} | 0.05 |
| 合計(全身) | 1.00 |

※1 この係数は実効線量算出のためのもので、性、年齢に関係なく使用する。

※2 線量計算上「残りの組織」に取り上げられる器官・組織は:

副腎、脳、大腸(上部)、小腸、腎臓、筋肉、膵臓、脾臓、胸腺、子宮。これらの器官が特に大きい被ばくをした場合には各器官のWTの数値として0.025を用いる。これら以外の器官・組織については障害上問題となる場合は取り上げるが、通常はこれら以外の器官・組織が問題となることはない。

出典: 一般財団法人 高度情報科学技術研究機構

資料6 安定ヨウ素剤の主な特性

| | |
|------|---|
| 服用年齢 | <p>①特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。 乳幼児は、甲状腺濾胞細胞の分裂が成人に比べて活発であり、放射線によるDNA損傷の影響が危惧され、安定ヨウ素剤予防服用の効果もより大きい。</p> <p>②以下の者は安定ヨウ素剤の服用対象者から除外する。 ア ヨウ素摂取により重い副作用が発生する恐れのある者 (ヨウ素過敏症の既往歴のある者、造影剤過敏症の既往歴のある者、低補体性血管炎の既往歴のある者または治療中の者、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者または治療中の者)</p> |
| 服用回数 | <p>服用は原則1回。 安定ヨウ素剤の効果が1日は持続することが認められていることから、1日1回の服用で充分である。なお、2日目に安定ヨウ素剤の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させる。</p> |
| 服用量 | <p>①新生児は、ヨウ素量 12.5mg (ヨウ化カリウム量 16.3mg) ②生後1カ月以上3歳未満は、ヨウ素量 25mg (ヨウ化カリウム量 32.5mg) ③3歳以上13歳未満は、ヨウ素量 38mg (ヨウ化カリウム量 50mg) ④13歳以上は、ヨウ素量 76mg (ヨウ化カリウム量 100mg) ※服用時の注意 現場の医師や担当者に連絡し、指示に従う。また、安定ヨウ素剤内服液は単シロップを含有しているため苦味を感じることは少ないと思われる。苦味を感じた場合、服用後に適量の水を飲んでよい。</p> |
| 副作用等 | <p>チェルノブイリ事故直後のポーランドにおけるヨウ素剤配布の例や、医療現場におけるヨウ素剤の使用経験などから、単回服用での重大な副作用の発生は極めて稀である。 報告された事例からは、火照り感、皮疹、頭痛、関節痛、胸やけ、吐き気や下痢などの症状がある。 なお、事故時の緊急避難という特異な周辺環境下における心理的な不安や、心身症的な症状が副作用と見誤られることもあり、医師らの判断を仰ぐ必要がある。 ヨウ素に対する特異体質(過敏症)を有する者がヨウ素を含む製剤を服用すると、アレルギー反応を引き起こす。服用直後から数時間後に急性反応として、発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹用皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥ることがある。</p> |

出典：公益財団法人原子力安全研究協会ホームページ